



テーマ 『思い出の場所・風景 in ふそう』

「ひまわりあんしん情報メール」の
配信登録

【QRコード】



【空メールアドレス】

fuso_bousai@entry.mail-dpt.jp

詳しくは扶桑町ホームページをご覧ください。

特集コーナー	P 2 ~ 5
自らの命は、自らが守る！		
できることから防災・減災対策を進めよう！	P 2・3
参議院議員通常選挙がおこなわれます	P 4・5
町政コーナー	P 6 ~ 22
高齢者のための在宅福祉サービス	P 10・11
家庭ごみ収集について	P 19
情報のたまたま箱	P 23 ~ 26
募集コーナー	P 27 ~ 30
Zoom		P 31
保健コーナー		P 32・33

できることから防災・減災対策を進めよう！

扶桑町地震対策補助金について

災害対策室 内線 352

- ▼対象となる方…扶桑町に住民登録がある世帯主又は世帯員の方
- ▼補助対象となる地震対策…●家具の転倒防止器具等及びその取り付け費用
●家具からの食器等の落下を防止する器具及びその取り付け費用
●ガラス等の飛散防止フィルム及びその取り付け費用
●感震ブレーカー及びその取り付け費用
- ▼補助金の額…経費の4/5の額(100円未満は切り捨て)で、1回の補助限度額は、1世帯あたり1万円。1世帯につき、1年度に1回を限度。
- ▼申請手続き…領収書、補助金受取口座番号が確認できるもの、認印、地震対策実施後の写真をお持ちになり災害対策室までお越しください。
- ▼申請期間…令和3年(2021年)度までの3年間

確認しましょう！防災グッズ

災害対策室 内線 352

非常持出品

避難する時に最初に持ち出すもの

●生活用品

- 衣類・下着 タオル ティッシュ
- 懐中電灯 携帯ラジオ・予備乾電池
- 生理用品 紙おむつ(赤ちゃん用・介護用)
- 軍手 携帯トイレなど

●貴重品

- 現金(要10円玉)
- 通帳・印鑑 健康保険証など
- 免許証 家や車のキーなど

●非常食関係

- 飲料水 乾パン
- 缶詰 缶切り
- 紙皿など食器、紙コップ
- ミルク・離乳食

●救急医療品

- 傷薬・包帯・ばんそうこう
- 常備薬(かぜ薬・胃腸薬)など

非常備蓄品

災害復旧までの7日程度を目安に準備しておくもの

●生活用品

- 毛布・寝袋 ビニール袋
- 新聞紙 洗面用具
- 鍋・やかん トイレトーパー
- 液体はみがき
- 筆記用具 バケツ
- ろうそく ライター
- マッチなど

●非常食

- 飲料水(1人1日3リットルを目安に)
- 保存食(缶詰やレトルト食品など)
- チョコレートなどの菓子類など

●燃料

- 卓上コンロ
- 携帯コンロ
- ガスボンベ
- 固形燃料など

ひまわりあんしん情報メールについて

災害対策室 内線 352

大雨や台風などの災害時の緊急情報や避難所の開設情報などのメール配信を行っています。情報収集に活用できますので、ぜひ登録ください。

▼ひまわりあんしん情報メール配信登録方法

登録の前に…迷惑メール防止のためのドメイン指定が必要な方は、下記のドメインを許可してください。

town.fuso.lg.jp

同じくメールアドレス指定が必要な方は、下記のアドレスを許可してください。

fuso_bousai@town.fuso.lg.jp

また、パソコンから登録される方は下記のURLからお入りください。

<https://mail.cous.jp/fuso-bousai/>

登録方法……携帯電話で登録するには右のQRコードをカメラ付き携帯電話で読み取り、空メールを送信してください。なお、カメラ付き携帯電話等でない場合、下記「空メールアドレス」を直接入力して送信してください。

※折り返し登録案内のメールが返信されます。

※メール受信拒否等の設定によっては、返信メールが受信できない場合があります。

空メールアドレス fuso_bousai@entry.mail-dpt.jp



自らの命は、自らが守る！

いつ発生してもおかしくない！ 南海トラフ地震

南海トラフ地震は「いつ発生してもおかしくない」と言われており、今後30年以内に70～80%程度の確率で発生すると予測されています。この大規模な地震によって、私たちの住む愛知県だけでなく西日本全域に及んで大きな被害が出るのが懸念されています。

木造個人住宅耐震診断（無料）について

総務課 内線 215

専門家による無料の耐震診断を行い、住宅の耐震性能の評価と総合的判断に基づく情報提供を行うものです。大地震は、いつ起こるかわかりません。一度、お宅の耐震診断を受けられることをお勧めします。

- ▼対象となる住宅…旧基準木造住宅（昭和56年5月31日以前に着工された在来軸組構法または伝統構法の住宅）
- ▼申請手続き…総務課に備え付けの申請用紙に記入のうえ提出してください。

木造住宅耐震改修費の補助について

総務課 内線 215

旧基準木造住宅（昭和56年5月31日以前に着工された在来軸組構法または伝統構法の住宅）の耐震改修工事を行う方に対し、その工事に要する費用を補助することによって、地震発生時における木造住宅の倒壊等による災害を防止することを目的としています。

- ▼対象となる住宅…昭和56年5月31日以前に建築・着工された木造個人住宅で、扶桑町が実施している無料耐震診断において判定値が1.0未満と判定された住宅
- ▼補助対象となる工事…地震に対する安全性の向上を目的として実施する補強工事を含む改修工事で、判定値が1.0以上となる耐震改修工事（ただし、1.0未満と診断された階別方向別上部構造評点を判定値に0.3加算をした数値以上とするものに限る）
- ▼補助金の額…上限が100万円の補助（令和元年度）
- ▼申請手続き…補助金交付申請書等に関係書類を添えて総務課まで提出してください。また、段階的耐震改修工事補助金（上限60万円）や耐震シェルター整備事業費補助金（上限30万円）を受けることができる場合がありますのでご活用ください。

ブロック塀等撤去費補助金について

都市整備課 内線 284

- ▼対象となる方…ブロック塀等を所有する個人又は法人
- ▼補助対象となる塀等…次の①から③の全てに該当するもの
 - ① 道路又は公共施設の敷地に面するもの
 - ② コンクリートブロック、レンガ、大谷石等の組積造の塀（門柱を含む。）
 - ③ 道路からの高さが1mを超えるもの
- ▼補助対象となる工事…補助対象となる塀を原則全て撤去すること。（既設ブロック塀等の基礎部分を残した工事を含む。）
- ▼補助金の額…次の①と②を比較し、少ない方の額の2/3、上限20万円（※）
 - ① 対象となるブロック塀等の撤去に要した経費
 - ② 対象となるブロック塀等を撤去した延長（m）×1万円※ただし、令和3年4月1日からは、1/2、上限10万円になります。
- ▼申請手続き…申請を希望される方は、補助の対象になるかを事前に都市整備課までご相談ください。

参議院議員通常選挙が おこなわれます

投票日 7月21日(日)※
投票時間 午前7時～午後8時

※国会の会期の延長日数によっては、日程が変更となる場合があります。
その場合は町ホームページやひまわりあんしん情報メール等にてお知らせします。

選挙管理委員会（総務課内） 内線 215

◆投票できる方

平成13年7月22日以前に生まれた方で、平成31年4月3日以前から引き続き扶桑町の選挙人名簿に登録されている方。

◆入場券を忘れずに

投票所には、選挙管理委員会から送付した[投票所入場券](#)をお持ちください。投票所入場券の届いていない場合や紛失した場合でも、選挙人名簿に登録されている方は、本人確認の上、投票することができます。

◆投票所はおまちがえなく

投票所（投票場所）	投票区の区域
高雄第1（高雄小学校体育館）	北新田、羽根、羽根西、村田機械
高雄第2（高雄保育園）	東川西、東川南、東川北、扶桑住宅、高雄団地
高雄第3（扶桑町役場）	北定松、福塚、高木東、高木西
高雄第4（扶桑東小学校体育館）	南新田、高雄住宅、南定松、平塚、ビレッジハウス扶桑
高雄第5（高雄西学習等供用施設）	宮島、伊勢帰、扶桑台
山名第1（山名学習等供用施設）	山那、扶桑苑、森、中村住宅
山名第2（山名西学習等供用施設）	小淵、大門、前野、野田、西村、寺前、大垣扶桑紡績
斎藤（斎藤学習等供用施設）	斎藤東、斎藤西、斎藤中、斎藤北、斎藤南、緑ヶ丘
柏森第1（柏森南保育園）	柏森西、柏森南、中島
柏森第2（柏森小学校体育館）	柏森東1区、柏森東2区、柏森北、花立、柏森レインボー

◆参議院議員通常選挙は、次の2つからなります

- ① 参議院愛知県選出議員選挙
愛知県の区域で行われ、[候補者名](#)を書いて投票します。
- ② 参議院比例代表選出議員選挙
[候補者名又は政党名](#)を書いて投票します。

◆郵便による投票

身体に重度の障害のある方は、自宅などで不在者投票をして、郵送することができます。

郵便による不在者投票をしようとする場合は、あらかじめ選挙管理委員会から**郵便等投票証明書**の交付を受けておく必要があります。（既に郵便等投票証明書の交付を受けている方は、改めて交付を受ける必要はありませんが、有効期限が経過している場合は、再交付を受ける必要があります。）

▼郵便による不在者投票の対象者

身体障害者手帳もしくは戦傷病者手帳の交付を受けている方又は介護保険法による要介護者で、障害の程度又は要介護状態区分がそれぞれ次の事項に該当する方

身体障害者	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 両下肢、体幹、移動機能障害 1級又は2級 ◎ 心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害 1級又は3級 ◎ 免疫、肝臓の障害 1級から3級まで
戦傷病者	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 両下肢、体幹の障害 特別項症から第2項症まで ◎ 心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障害 特別項症から第3項症まで
要介護者	◎ 介護保険被保険者証に要介護5と記載されている方

◆期日前投票

投票日に次のような理由により投票所で投票できない方は、期日前投票をすることができます。

- ・投票日に仕事や冠婚葬祭や旅行などのため投票できない方
- ・病気や出産などのため、投票所へ行けない方

▼期日前投票の期間及び時間

7月5日（金）から7月20日（土）までの午前8時30分から午後8時まで

▼期日前投票の場所

扶桑町役場 2階 第1会議室

◆不在者投票

次のような場合は、不在者投票ができます。

- ・指定病院や指定老人ホームなどに入院、入所している方
 病院長又は施設長に不在者投票をしたい旨を事前にお申し出ください。入院、入所している病院や老人ホームなどで投票ができます。
- ・町外に滞在中の方
 事前に扶桑町選挙管理委員会へお申し出ください。滞在先の市町村の選挙管理委員会で投票ができます。

◆代理投票・点字投票

体が不自由な方や文字の書けない方は、その旨を投票所の係員に申し出ただければ、厳正な立会のもとに投票したい候補者の名前を係員が代筆します。

また、視覚障害のある方は、点字で投票することができます。

◆選挙公報について

選挙公報は、新聞折込み又は郵便受けへの投函によって告示日以後に配布します。

★**期日前投票をする方は入場券裏面の「宣誓書」の記入をお願いします**

投票所入場券の裏面に「期日前投票宣誓書」を印刷しています。期日前投票をする方は、この「期日前投票宣誓書」にあらかじめ記入のうえ、切り離して投票所にお持ちください。手続きが早く済みます。

◆選挙に関する問い合わせ

扶桑町選挙管理委員会（扶桑町役場総務課内） 内線 215

正しい犬の飼育について

産業環境課 内線278

最近、犬の放し飼いや無駄吠えなどについての苦情が多く寄せられています。飼い主としての責任をもって、正しい犬の飼育をしましょう。



◆犬の放し飼い禁止と登録について

犬の放し飼いは禁止されています。飼い犬が敷地外に出ると、近隣住民の方の生活を脅かすことになります。飼い犬が敷地外に出ないように、しっかりと管理をしましょう。

万が一、飼い犬が逃げた場合、確実に戻すことができるよう、犬の鑑札と狂犬病予防注射済票を犬の首輪に着けて、身元が判別できるようにしておきましょう。

生後91日以上の子犬には、生涯1回の登録（飼い始めてから30日以内に登録が必要）と年1回の狂犬病予防注射が法律で義務づけられています。

◆犬の無駄吠えについて

犬の無駄吠えによる騒音は、近隣住民の生活環境を乱します。無駄吠えしないようにしっかりとしつけを行いましょう。また、吠える状況をつくらない等の対策をしましょう。

◆犬のふん・おしっこ始末について

犬のふんは、放置したり他人の敷地等にさせたりしてはいけません。できるだけ、散歩前にトイレを済ます習慣をつけましょう。散歩の時にはスコップやビニール袋などを用意し、必ずふ

んを持ち帰って始末しましょう。また、おしっこもペットボトルに入れた水で流すなどの処理をしましょう。

空き地の雑草等について

産業環境課 内線278

空き地の雑草等の繁茂を放置されますと、火災、または、犯罪の原因や、害虫の温床となり、近隣の住民の方に迷惑をかけることとなります。

使用していない土地等を所有している方は、定期的な状態把握を心がけ、適正な管理をお願いします。

成年後見制度 無料相談会

を実施します

介護健康課 内線233

認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力が不十分な方は、不動産や預貯金などの財産管理や、介護などのサービスや施設への入所に関する契約などを、自分で行うことが難しい場合があります。

このように判断能力が不十分な方を保護し、支援する制度が「成年後見制度」です。

▼日時 7月18日（木）午後1時～3時

▼場所 老人憩の家

▼相談員 (一社)コスモス成年後見サポートセンター 愛知県支部 コスモスあいち

▼申込み 介護健康課もしくは老人憩の家 ☎(93) 5588

※予約制ですので、希望される方は事前にお申し込みください。

夏の交通安全県民運動

を実施します

総務課 内線216

夏本番を迎え、海や山のレジャーシーズンの本格的な到来となります。この時期は、行楽のために自動車を運転する機会が増えるほか、暑さやレジャーの疲れから運転者の注意力が散漫になりがちです。また、夕涼みなどで外出する高齢者や屋外で遊ぶ子どもたちが交通事故に巻き込まれる危険性が高まります。

さらに、夏特有の開放感や各種行事などで飲酒の機会も増え、飲酒運転による交通事故も心配されます。

そこで、運動重点に沿った夏の交通安全県民運動を展開することにより、交通安全意識を高め、交通事故の防止を図りましょう。

▼期間 7月11日（木）から

7月20日（土）までの

10日間

▼運動重点

●子どもと高齢者の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止

●自転車の安全利用の推進

●全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用

●飲酒運転の根絶

町民プールがオープンします！

総合体育館 ☎(93) 2441

- ▼期 間 7月20日（土）～8月31日（土）
午前10時～午後4時45分（受付：午後4時20分まで）
- ▼入 場 料 大人100円 高校生70円 小・中学生50円
*幼児・60歳以上及び障害者は無料です。
- ▼そ の 他 幼児用プールです。小さなお子さまも安心して遊ぶことができます。ぜひご利用ください。

町民プールを安全にご利用いただくために・・・

- 小学生以下は帽子を着用してください。
- 幼児の入場は18歳以上の保護者1名に、幼児2名まで同伴できます。
- 水着以外での入場はご遠慮ください。



7月20日（土）
無料開放！！

夏のエコロジーイベントに参加を

産業環境課 内線 278

牛乳パック回収

- ▼期 間 7月10日(水)～7月17日(水)
- ▼場 所 各学習等供用施設、老人憩の家、中央公民館、総合福祉センター、サングリーンハウス、各保育園、総合体育館、役場
なお、役場、総合福祉センターでは、すべての開庁日に回収しています。
牛乳や、ジュース等の紙パックで、内側が白いものを回収します。薄い紙パックや、内側がアルミ貼りのものは回収しません。

紙容器回収

- ▼期 間 8月14日(水)～8月21日(水)
- ▼場 所 各学習等供用施設、老人憩の家、総合福祉センター、サングリーンハウス、総合体育館、役場
なお、役場、総合福祉センターでは、すべての開庁日に回収しています。
- ▼対象品 おもちゃ、菓子、食材等が入っていた紙箱(紙マークを目安としてください)
●可燃性ごみとして出さず、回収にご協力ください。

廃品再利用コンテスト

- ▼対 象 町内在住在勤の方 ▼締切り 8月30日(金)まで
- ▼提出先 産業環境課
優秀作品は展示する予定です。素材・テーマは自由で、多数の参加をお待ちしています。(参加賞あり)
- ▼問い合わせ 産業環境課

緑のカーテンで夏を涼しく!

今年の夏も猛暑が予想されます。ご家庭で緑のカーテンを作り、エコで涼しい夏を過ごしましょう。



高雄小学校ゴーヤ苗植付け



山名小学校ゴーヤ苗植付け



柏森小学校ゴーヤ苗植付け



ゴーヤの苗を配布しました

扶桑町プレミアム付(プレミアム率25%)商品券事業について

産業環境課 内線 272

扶桑町では、毎年実施しています「ふそうひまわり商品券事業」とは別枠として、10月1日に予定されている消費税率の引上げに伴う消費への影響緩和を図るため、低所得者・子育て世帯(3歳未満児世帯)を対象に、扶桑町プレミアム付(プレミアム率25%)商品券事業を計画しています。
詳しくは、今後の広報紙で公表していきます。

扶桑町プレミアム付(プレミアム率25%)商品券事業への参加店募集について

産業環境課 内線 272

扶桑町プレミアム付商品券事業の趣旨等を理解し、参加店として申込みされる量販・小売店等を募集します。

詳しくは、産業環境課までお問い合わせください。

- ▼申込み期間 7月1日(月)～7月31日(水)(土日・祝日を除く)
- ▼申込み・問い合わせ 産業環境課

平成30年度の公文書及び個人情報開示状況をお知らせします

総務課 内線213・389

◆公文書公開実施状況

実施機関	全部開示	部分開示	不開示	合計
総務部	19	4	0	23
健康福祉部	6	1	0	7
産業建設部	2	1	0	3
教育委員会	0	0	0	0
合計	27	6	0	33

◆個人情報開示請求状況

実施機関	全部開示	部分開示	不開示	合計
健康福祉部	8	0	0	8
合計	8	0	0	8

※全部開示：請求のあった公文書のすべてを開示すること。
 ※部分開示：請求のあった公文書のうち、個人情報など開示することができない部分を除き、開示すること。
 ※不開示：請求のあった公文書を開示しないこと。
 ※表中の数値については、開示請求に係る数値ではなく、決定通知に係る数値を表記してあります。

認知症地域支援推進員のコラム

「認知症になっても、住み慣れた地域で暮らしたい」

認知症は特別な人に起こる特別な出来事ではなく、歳をとれば誰にでも起こりうる、身近な病気です。厚生労働省が発表した推計によると、2025年には認知症患者数が、65歳以上の高齢者の約5人に1人になると見込まれています。

また、認知症は高齢者だけの問題ではなく、65歳未満で発症する場合もあり、若年性認知症と呼ばれています。認知症になったらどうしようという不安は誰もが抱えていると思いますが、認知症になっても、何もできなくなるわけではありませんし、周囲の人々の理解と気遣いがあれば、穏やかに暮らしていくことは可能です。

地域包括支援センターでは、認知症地域支援推進員が中心となり、認知症になっても住み慣れた地域で暮らし続けられることを目指し、住民の方に認知症について正しく理解していただいたり、医療機関や介護サービス事業所等が連携しやすくなるよう支援したりしています。

▼問い合わせ 扶桑町地域包括支援センター（扶桑町総合福祉センター1F） ☎（91）1171
 月～金曜日（祝日を除く）午前8時30分～午後5時15分

ふるさと寄附金について

政策調整課 内線314

ご寄附
 ありがとう
 ございました

平成30年度に扶桑町へ寄せられたふるさと寄附金は299件12,374,622円でした。寄附金は目的に応じた基金へ積み立て、令和元年度以降の事業に活用します。

1. 子どもの教育に関する事業（ふるさと寄附金基金へ積み立て）
 ▼寄附額 3,722,000円 … 小中学校の備品購入費及び工事費に充当します。
2. 子育て支援に関する事業（ふるさと寄附金基金へ積み立て）
 ▼寄附額 1,805,000円 … 令和2年度の事業へ充当し、児童館の整備に活用します。
3. 高齢者・障害者に関する事業（ふるさと寄附金基金へ積み立て）
 ▼寄附額 1,665,000円 … 特定相談支援事業委託料※に充当します。
 ※障害者等からの専門的な相談に対応するため、相談支援、指導及び助言を拡充するための相談支援事業
4. 健康増進に関する事業（ふるさと寄附金基金へ積み立て）
 ▼寄附額 630,000円 … バウンドテニスセット（総合体育館）を購入します。
5. 文化・スポーツに関する事業（ふるさと寄附金基金へ積み立て）
 ▼寄附額 481,000円 … 舞台幕取替工事費（文化会館）に充当します。
6. 住民活動支援、コミュニティ支援に関する事業（ふるさと寄附金基金へ積み立て）
 ▼寄附額 60,000円 … 住民活動支援センター委託料に充当します。
7. その他扶桑町の発展のために町長が必要と認める事業（公共施設建設基金・ふるさと寄附金基金へ積み立て）
 ▼寄附額 4,011,622円 … 令和2年度の事業へ充当し、児童館の整備に活用します。

下水道事業 受益者負担金について

都市整備課 内線286

扶桑町の公共下水道は平成19年4月1日に供用開始してから13年目を迎え、平成31年4月1日に新たに約9ヘクタールを供用開始することができました。

公共下水道を整備するにあたっては、多くの建設費用がかかります。この費用の一部を下水道が使えるようになった地区の方に負担していただくのが、下水道事業受益者負担金（受益者負担金）です。

◆受益者負担金とは

公共下水道が整備されることにより、生活環境が向上し、快適な生活を送ることができるようになります。

しかし、公共下水道は整備された地域の方だけが利用できる施設で、町民の方の税金のみで下水道の建設費をまかなうことは、著しい不公平を招くこととなります。「受益者負担金制度」は、下水道を利用できる方に対し、負担の公平を図るため設けられた制度です。扶桑町では、末端管渠整備に使われた相当額の費用を、土地の所有者等に負担いただきます。なお、負担金は土地に1回限りの賦課となります。

◆受益者負担金の算出方法

負担金の額は対象の土地面積に、1㎡あたり400円を掛けて算出します。例えば、100㎡の土地を持つ方ですと、100㎡×400円で4万円の負担金が発生します。

◆受益者負担金の支払方法

今回、供用を開始した地区内の土地の所有者等には、事前の申告内容に基づいて、7月初旬に納付書を郵送します。（口座振替の方には、口座振替通知書を郵送します。）

納付は5年に分割し、1年を4期に分けた計20回で納める方法、各年度の

第1期までに1年分を一括で納める方法及び残りの負担金を一括で納める方法の3通りあります。

また、第1期の納期限までに一括納付されずと納期前納付報奨金が交付されます。

なお、納期限を過ぎますと期間に応じ延滞金が発生しますのでご注意ください。

（例）231㎡（約70坪）の土地を持つ場合

負担金額 231㎡×400円 = 92,400円

●1年4期・5年20期に分けて支払った場合

5,000円（初年度第1期） = 5,000円

4,600円（残りの納期）×19回 = 87,400円

●初年度第1期までに全額納付された場合

納期前納付報奨金がついて、77,220円

※1期ずつ分けて納付する場合に比べ、全額を一括で納付した場合、報奨金がつくため、15,180円のお得です。

◆受益者が変わったら

受益者負担金を納め終わる前に相続や売買等の理由で受益者に変更があった場合は、すみやかに役場へ「下水道事業受益者変更届」を提出してください。届出後は新しい受益者に納付書を

送付します。届出の様式は都市整備課窓口の他、扶桑町ホームページ内にもありますのでご利用ください。

◆受益者負担金の 税務上の取り扱いについて

事業または、不動産貸付などの業務を営んでいる方は、業務に使用している部分について「繰延資産」として、その償却費を必要経費に算入することになります。

「繰延資産」とは、不動産所得、事業所得、山林所得又は雑所得を生ずべき業務に関し個人が支出する費用で、支出の効果が支出した日から1年以上に及ぶものをいいます。

業務に使用している面積（㎡）に400円を乗じて繰延資産の金額を算出してください。

ただし、納期前納付報奨金が交付されている場合は、報奨金を差し引いた額が繰延資産の額になります。

申告に関することは、税務署にご相談ください。

◆下水道に関する問い合わせ

都市整備課 内線285～288



下水道マスコットキャラクター
スイスイ

高齢者のための 在宅福祉サービス

介護健康課 内線235・233
地域包括支援センター〔総合福祉センター1階〕
☎(91)1171

扶桑町では、介護保険によるサービスのほかに、次のような在宅福祉サービスを実施しています。

また、地域包括支援センターでは、介護保険制度に関する相談、各種福祉サービスの利用の援助、福祉用具の紹介、在宅介護に関する電話や面接による相談等を行っています。

各サービスの内容や対象者等についての詳細は、介護健康課または地域包括支援センターにお問い合わせください。※各サービスの利用にあたっては、申請後、聞き取り調査等による審査が必要なものもあります。

① ひとり暮らし・ねたきりの高齢者等へのサービス

緊急通報システム装置の貸与

急病や火災等の緊急時に、ボタン1つで消防署へ通報ができる装置等を貸与・設置します。

【対象者】 おおむね65歳以上のひとり暮らしの方またはおおむね70歳以上の方のみの世帯等で、虚弱な方（心臓疾患をお持ちの方等）

配食サービス

配食業者による配食サービスを利用する場合、1食につき250円を補助します（夕食のみ）。
※町と契約した業者に限りです。

【対象者】 おおむね65歳以上のひとり暮らしの方および高齢者のみの世帯等で、食事を作ることが困難な方

訪問理容サービス

ご自宅に理容師が訪問し、調髪・顔そりを受けられる利用券を交付します。（1人につき年間最大6回分）

【対象者】 介護保険の要介護認定において、要介護2～5と認定された方のうち、ねたきりの状態で外出が困難な方

寝具洗濯乾燥サービス

月1回、業者がご自宅を訪問し、寝具をお預かりして、洗濯・乾燥をして返却します。

【対象者】 おおむね65歳以上のひとり暮らしの方またはおおむね70歳以上の方のみの世帯等で、寝具の洗濯や乾燥を行うことが困難な方

住宅改善費の助成

ご自宅に、手すりの設置や段差解消等の改修をした場合、費用の一部を補助します。

【対象者】 当該年度（4月～6月の申請については前年度）の町民税が16万円以下の世帯で、介護保険の要支援・要介護認定において非該当と判定され、かつ運動器の機能低下が認められる方

② ご家族への支援制度

徘徊高齢者家族支援サービス

認知症の高齢者が行方不明になった場合に、速やかに場所を特定するための発信器を貸与します。
 ※月額利用料のうち、537円の自己負担があります。(料金は変動する場合があります。)
【対象者】 認知症で行方不明になる可能性のある65歳以上の方または若年性認知症の方

扶桑町見守りシール交付サービス

認知症等で徘徊行動のある方が行方不明になった場合に、発見・対応をスムーズにするための見守りシールを交付します。
【対象者】 徘徊症状の見られる方で、介護保険の要介護認定において、要支援・要介護と認定された方、もしくは、医師により認知症と診断された方

ねたきり等の高齢者の介護者へ手当支給

介護者の負担軽減のため、月額5,000円の手当を支給します。
【対象者】 介護保険の要介護認定において、要介護3～5と認定された高齢者を在宅で介護している方(介護者)
 ※高齢者が施設等に入所している場合を除く。

③ その他の福祉サービス

宅老事業

外出し、地域の方等と交流したい方や、介護予防をしたい方等に参加していただける場を開設しています。

◆公共宅老

学習等供用施設や福祉センター等、町内4カ所の会場で、毎週1回、ゲームや簡単な体操、食事等をします。
 参加費は1回につき400円(昼食代等)です。※送迎サービスはありません。
【対象者】 介護保険の要支援・要介護認定を受けていない方

◆地区宅老(地区サロン)

地域の公民館等で、住民の方が主体となって運営しています。活動内容(簡単な体操、歌、ゲーム、作品づくり、介護予防のための運動等)や参加費については会場によって様々です。
【対象者】 各サロンの取り決めによる。

タクシー料金の助成

高齢者等がタクシーを利用する場合に、基本料金(初乗り運賃)を助成します。あらかじめ介護健康課で「タクシー料金助成利用券」の交付を受けてください。
【対象者・交付枚数】

- ① 満80歳以上の方または介護保険の要支援・要介護認定を受けている79歳以下の方……年間36枚
 (一定の条件を満たしている方は24枚を追加で交付します。詳細は利用券の裏表紙をご覧ください。)
- ② ①に該当する方のうち、自動車税・軽自動車税の減免を受けている方…年間24枚

地域包括支援センターへご相談ください ☎(91)1171

◆介護予防マネジメント

介護予防が必要な方に対して、その方にあった介護予防プランの計画、作成、評価などを行います。

◆地域支援の総合窓口・相談窓口

高齢者に関する相談を受け、アドバイスや適切なサービスにつなげます。

◆権利擁護、虐待の早期発見・防止

高齢者の人権や財産を擁護し、成年後見制度の活用促進や関係機関と連携しながら、虐待の早期発見・防止を進めます。

◆包括的・継続的ケアマネジメント

医療機関、地域の関係機関との連携などを行い、適切なサービスの提供と住みやすい地域づくりを支援します。

「後期高齢者医療保険料額 決定通知書・納入通知書」 を送付します

住民課 内線 246

令和元年度の後期高齢者医療保険料が決定しましたので、後期高齢者医療被保険者に「後期高齢者医療保険料額決定通知書・納入通知書」を送付します。なお、事務の都合により今年度分は「平成31年度」表記を使用しますので、ご了承ください。

◆保険料の納め方

原則、年金から天引きで納めることになります。(特別徴収)

また、口座振替や納付書で納める場合もあります。(普通徴収)

特別徴収 (年金から天引き)	<input type="radio"/> 年金の受給額が年額18万円以上の方 <input type="radio"/> 介護保険料と合わせた保険料額が老齢基礎年金等の年金受給額の2分の1を超えない方
普通徴収 (口座振替・納付書)	<input type="radio"/> 年金の受給額が年額18万円未満の方 <input type="radio"/> 特別徴収にならなかった方

※年金から天引き(特別徴収)されている方で、口座振替に変更を希望される方は役場住民課窓口で手続きが必要となります。(すでに口座振替になっている方は、手続きの必要はありません。)

※口座振替・納付書(普通徴収)で納められる方は、7月を第1期とし、翌年2月までの毎月末の年8回で納めていただきます。詳しくは、納入通知書に記載してありますのでご確認ください。

◆保険料の計算方法

保険料額は、一人ずつ均等に負担していただく「均等割額」と所得に応じて負担していただく「所得割額」の合計です。なお、一人当たりの上限額は、62万円です。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{保険料額} \\ \hline \text{(年額)} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{均等割額} \\ \hline \text{(45,379円)} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{所得割額} \\ \hline \text{(平成30年中の所得金額 - 33万円) × 8.76\%} \\ \hline \end{array}$$

◆ 保険料の軽減

1. 均等割額の軽減

世帯主とその世帯にいる被保険者の所得金額の合計に応じて、被保険者均等割額が次のとおり軽減されます。

所得金額の合計が33万円以下の世帯で
被保険者全員の年金収入が80万円以下（その他各種所得がない）の場合
被保険者均等割額を8割軽減

所得金額の合計が33万円以下の世帯で
8割軽減に該当しない場合
被保険者均等割額を8.5割軽減

所得金額の合計が33万円を超え
33万円 + (28万円 × 世帯の被保険者数) 以下の場合
被保険者均等割額を5割軽減

所得金額の合計が33万円を超え
33万円 + (51万円 × 世帯の被保険者数) 以下の場合
被保険者均等割額を2割軽減

※65歳以上の方の公的年金所得は、通常の所得から15万円を控除した額で判定します。

※収入状況や世帯の構成によって基準が異なります。

※申請の必要はありません。

※8割軽減の方は社会保障の充実策が今年10月から実施されます。

2. 職場の健康保険などの被扶養者だった方について

これまで職場の健康保険などの被扶養者で自分の保険料を納めていなかった方も、後期高齢者医療制度では被保険者となり、新たに保険料を負担していただくこととなりますが、保険料が急に増えることのないよう、加入から2年を経過する月まで被保険者均等割額を5割軽減します。（平成29年4月30日以前に加入された方については、この軽減制度の対象となりません。）

※ただし、所得の低い世帯の方に対する軽減にも該当する方については、いずれか大きい方の額が軽減されます。

◆ 75歳からは全ての人が後期高齢者医療保険に加入することになります

75歳の誕生日を迎えられる方は、誕生日から後期高齢者医療保険に加入することになります。これより前に国民健康保険に加入されていた方で、保険税を口座振替されていた場合、新しい保険制度に移行することから口座振替が引き継がれません。口座振替をご希望の場合は改めて申請手続きをしていただく必要がありますのでご注意ください。社会保険等に加入されていた方で、口座振替をご希望の場合も同じく手続きが必要となります。また、手続きの都合上、後期高齢者医療保険の被保険者になってすぐには特別徴収にはなりません。（半年程度は普通徴収となります。）

▼ 問い合わせ 住民課保険医療グループ 内線246

もっとよく知ろう

国民健康保険のこと

住民課 内線 242

令和元年度の国民健康保険税が7月に決定します

今年度の国民健康保険税は4月1日から課税されていますが、税額の計算対象年（平成30年1月から12月まで）の所得金額を把握し、国民健康保険税として算定するには時間がかかります。

今回、平成30年中の所得金額の確定により令和元年度の本算定を行い、年税額が決定しましたので7月中旬に納税通知書を送付します。今回決定した年税額は第1期から第9期の9回に分けて納めていただくことになります。なお、事務の都合により今年度分は「平成31年度」表記を使用しますので、ご了承ください。

令和元年度 国民健康保険税 今後の納期限

第1期	令和元年 7月31日（水）	第6期	令和元年 12月25日（水）
第2期	令和元年 9月2日（月）	第7期	令和2年 1月31日（金）
第3期	令和元年 9月30日（月）	第8期	令和2年 3月2日（月）
第4期	令和元年 10月31日（木）	第9期	令和2年 3月31日（火）
第5期	令和元年 12月2日（月）		

※ 国民健康保険税を納付書でお支払いいただく場合、役場、扶桑町指定金融機関、コンビニエンスストアでお支払いいただけます。詳しくは、納付書裏面をご参照ください。

特別徴収（年金天引き）の対象となる方は

年金から国民健康保険税が天引きされます

65歳から74歳までの国民健康保険に加入する世帯主の方であって、次の①～③のすべてに当てはまる方は、国民健康保険税が年金から特別徴収（年金天引き）されます。

- ① 世帯主が国民健康保険の被保険者となっていること。
- ② 世帯内の国民健康保険の被保険者の方全員が65歳から74歳であること。
- ③ 特別徴収（年金天引き）の対象となる年金の年額が18万円以上であり、国民健康保険税が介護保険料と合わせて、年金額の2分の1を超えないこと。

10月以降の年金から特別徴収（年金天引き）される保険税額は、本年度の年間保険税額から、4月から9月までに算定された保険税額の合計額を差し引いた額となります。

※ 住民課保険医療グループ窓口で事前に申請していただくと、特別徴収（年金天引き）から口座振替に納付方法を変更することができます。

所得の低い世帯の国民健康保険税（均等割額・平等割額）の軽減について

令和元年度から軽減措置の対象が拡大されました。

所得の低い世帯に対する国民健康保険税（均等割額・平等割額）については、7割・5割・2割の軽減割合が適用されます。

軽減対象基準金額 世帯主（国民健康保険加入者でない世帯主も含む）と被保険者の所得の合計	軽減割合
世帯の所得合計額が33万円以下	7割
世帯の所得合計額が33万円+28万円×（被保険者数+特定同一世帯所属者数）以下	5割
世帯の所得合計額が33万円+51万円×（被保険者数+特定同一世帯所属者数）以下	2割

※申請手続きの必要はありません。

※国民健康保険加入者及び世帯主で所得申告をされていない場合、軽減が適用されない場合があります。

※特定同一世帯所属者とは、国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行された方で、後期高齢者医療の被保険者となった後も継続して同一の世帯に属する方をいいます。ただし、世帯主が変更になった場合や、その世帯の世帯員でなくなった場合は特定同一世帯所属者ではなくなります。

国民健康保険税の税率等

今年度の税率等は下記のとおりになります。

	医療給付費分	後期高齢者支援金等分	介護納付金分
所得割額	5.90%	1.75%	1.50%
均等割額	22,800円	6,500円	8,000円
平等割額	18,600円	5,300円	5,800円
課税限度額	580,000円	190,000円	160,000円

国民健康保険税の計算方法

国民健康保険税は医療給付費分、後期高齢者支援金等分と介護納付金分からなり、加入している被保険者の所得割額・均等割額・平等割額の合算額です。

※ 介護納付金分は、40歳から64歳までの方が対象となります。

◆**所得割額** 基準総所得金額（平成30年中の総所得金額から33万円を控除した金額）に定められた税率を乗じた額

※ 基準総所得金額は被保険者1人ごとの基準総所得金額を計算し、加入者全員分を合算します。

総所得金額が33万円以下の方の基準総所得金額は0円となります。

◆**均等割額** 被保険者1人につき定められた額

◆**平等割額** 1世帯につき定められた額

「倒産・解雇などで離職された方」の国民健康保険税の軽減について

倒産・解雇又は雇止めなどにより離職された方で、国民健康保険に加入された場合、国民健康保険税が軽減されます。

▼**対象者** 雇用保険の特定受給資格者（例、倒産・解雇などによる離職）

雇用保険の特定理由離職者（例、雇止めなどによる離職）

▼**軽減額** 国民健康保険税は、前年の所得などにより算定されますが、前年の給与所得を100分の30として計算します。

▼**軽減期間** 離職の翌日から翌年度末まで

国民健康保険に加入中は、途中で就職しても引き続き対象となりますが、会社の健康保険に加入するなど国民健康保険の資格を失うと終了します。

印鑑、雇用保険受給資格者証（ハローワークで発行）、マイナンバー（個人番号）のわかるもの、本人確認書類（運転免許証など顔写真つきのもの）を持参して、住民課保険医療グループ窓口で手続きをしてください。

国民健康保険税の減免等について

国民健康保険に加入している世帯で、失業、休業あるいは病気療養中などのため、平成31年1月から令和元年12月までの世帯主と国民健康保険被保険者の所得合計額が前年に比べて大幅に減少し、国民健康保険税の納付にお困りの方は、その世帯の保険税負担を軽減するための減免制度があります。詳しくは、住民課保険医療グループへお問い合わせください。

また、災害により居宅に重大な損害を受けたときなどには、一部負担金を免除（減額）する制度もあります。

国民健康保険税の納付は便利な口座振替で

口座振替にすると、納め忘れの心配がなくなります。一度手続きをすれば翌年度以降も自動的に継続しますので便利です。ぜひご利用ください。

口座振替へは、次のいずれかの方法により切り替えることができます。

① 7月中旬送付の納税通知書に同封されている、はがき型の“扶桑町税等預金口座振替依頼書”に必要事項を記入、通帳の届出印を押印の上、記載面に目隠しシールを貼付し郵便ポストへ投函する。

② 納税通知書（または保険証）・預金通帳・通帳の届出印を持参して、扶桑町指定の金融機関又は住民課保険医療グループ窓口（ただし、ゆうちょ銀行口座からの振替をご希望の方はゆうちょ銀行窓口のみ）で手続きをする。

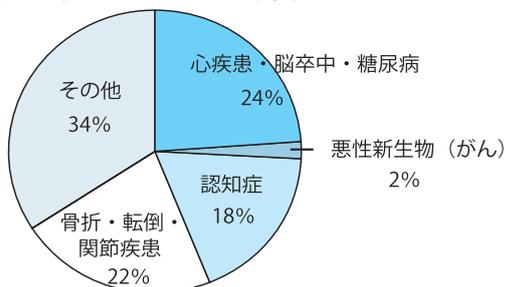
▼お問い合わせ 住民課 内線 242・246～248

特定健康診査・後期高齢者健康診査を受けましょう！

— 健診は毎年受診することが大切です —

介護が必要となった主な原因

住民課 内線 248



厚生労働省「平成 28 年国民生活基礎調査」より

高血圧・糖尿病・脂質異常症などの生活習慣病は、発見の遅れや治療の中断、コントロール不良などにより、糖尿病の合併症や心筋梗塞などの心疾患、脳卒中など、今後のご自身の生活の質を大きく左右する疾患を引き起こすおそれがあります。

1年に1回は、ご自身の健診数値の変化がないか確かめ、食事と運動の見直しをしてみませんか。

実施期間	7月1日（月）～10月31日（木）（各医療機関の実施日） ※毎年10月末は混雑するため、早めの健診受診をおすすめします。
対象者	・40歳以上で扶桑町にお住まいの国民健康保険加入者 ・扶桑町にお住まいの後期高齢者医療加入者
費用	1,000円（後期高齢者医療加入者及び来年3月までに75歳を迎える方は無料）
実施医療機関	◆扶桑町 ○伊藤整形・内科あいち腰痛オペクリニック ○江口医院 ○大川外科胃腸科クリニック ○かつし家庭医療医院 ○神尾外科 ○かめいクリニック ○久永内科クリニック ○やすだ内科クリニック ○柳瀬医院 ○山田ファミリークリニック ○北川眼科（眼底検査のみ） ◆大口町 ○今井医院 ○さくら総合病院 ○さのクリニック ○すずいクリニック ○つくしファミリークリニック ○みどりクリニック ○やまだクリニック ○山田外科内科 ○コスモス眼科（眼底検査のみ）

※社会保険（職場の健康保険）にご加入の方は、勤務先へお問い合わせください。

※町の特定健診の対象者で、職場等で健康診査を受診し町の特定健診を受けない方は、健診結果を町へご提出いただきますよう、ご協力をお願いします。提供いただいた健診結果は、特定健診・特定保健指導事業以外には使用しません。

◆特定健康診査・後期高齢者健康診査を受けるには

① ご案内・記録票・質問票を確認してください。

- ・対象の方へご案内と健康診査記録票などをお送りしています。（ご案内などを紛失された方、また、ご案内が届いていない方は住民課へお申し出ください。）
- ・検査を希望される医療機関へ（診療時間内に）予約が必要か確認をしてください。

② 当日持参するもの

- ・健康診査記録票
- ・質問票（事前に質問項目の回答を記入してください。）
- ・国民健康保険または後期高齢者医療の保険証
- ・健診費用 1,000円（後期高齢者医療加入者及び来年3月までに75歳を迎える方は無料）

◎特定健康診査・後期高齢者健康診査の基本項目…問診・身体測定（身長、体重、BMI、腹囲）・理学的検査・血圧測定・尿検査・血液検査（脂質、肝機能、代謝）（追加項目として貧血検査、腎機能検査、心電図検査、眼底検査を行う場合があります。）

◎特定健康診査結果と特定保健指導…特定健康診査の結果、特定保健指導の対象となった方には、保健師や管理栄養士が食事や運動など生活習慣について相談・指導をさせていただきます。

一年に一度はがん検診を受けましょう！

扶桑町にお住まいの国民健康保険加入者及び後期高齢者医療加入者は、がん検診の一部負担金が無料となります。

- ・扶桑町にお住まいの国民健康保険に加入している方は、保健センターでのお申し込みの際に、保険証を提示してください。
- ・扶桑町にお住まいの後期高齢者医療に加入している方は、保健センターでのお申し込みの際に、保険証と印鑑（朱肉を使用するもの）をお持ちのうえ、手続きをしてください。

後期高齢者の方は歯科健診の助成が受けられます

口腔機能の低下や誤嚥性肺炎などの様々な病気を予防するために、後期高齢者（今年度4月1日現在75歳以上）の方を対象とした歯科健診を実施しています。対象の方には、健康診査のご案内とともに、後期高齢者歯科健診のクーポンを同封しています。実施医療機関等の詳細は、同封のクーポン券をご覧ください。対象の方は、ぜひ、この機会に受診しましょう。

扶桑町では、町内にお住まいの方で町内外の私立幼稚園に通園する園児を 学校教育課 内線 343
 もつ保護者を対象として、保育料等が減免される制度を設けています。

※幼児教育無償化の制度が令和元年10月から新たに始まることに伴い、令和元年度の幼稚園就園奨励費補助金については、平成31年4月から令和元年9月まで（以下、「前期分」という。）となります。下表の補助限度額は年額ベースのため、前期分の補助限度額は、年額の2分の1となります。なお、令和元年10月以降の詳細につきましては、別途ご案内いたします。

対象幼児の属する世帯の階層区分	補助対象経費	補助限度額		
		第1子	第2子	第3子以降
I 生活保護法の規定による保護を受けている世帯	入園料、保育料の合計額	年額 308,000円	年額 308,000円	年額 308,000円
II 当該年度に納付すべき町民税が非課税となる世帯		年額 272,000円	年額 308,000円	年額 308,000円
III 当該年度に納付すべき町民税の所得割が非課税となる世帯		年額 187,200円	年額 247,000円	年額 308,000円
IV 当該年度に納付すべき町民税の所得割課税額が 77,100円 以下の世帯		年額 62,200円	年額 185,000円	年額 308,000円
V 当該年度に納付すべき町民税の所得割課税額が 211,200円 以下の世帯		—	年額 154,000円	年額 308,000円
上記区分以外の世帯				

※ 所得割課税額が77,100円を超える世帯は、小学校3年生までの兄・姉のうち、最年長者を第1子として算定する。

◆ひとり親世帯等の特例

保護者又は保護者と同一の世帯に属する方が以下に該当する世帯

- ・生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者（以下「要保護者」という。）
- ・母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による配偶者のない者で現に児童を扶養している方（ただし、保護者と同一の世帯に属する方がこれに該当する場合を除く）
- ・身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた方（在宅の方に限る）
- ・療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）の規定により療育手帳の交付を受けた方（在宅の方に限る）
- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方（在宅の方に限る）
- ・特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児童（在宅の方に限る）
- ・国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金の受給者その他適当な方（在宅の方に限る）
- ・町長が要保護者に準ずる程度に困窮していると認める方

対象幼児の属する世帯の階層区分	補助対象経費	補助限度額		
		第1子	第2子	第3子
B 当該年度に納付すべき町民税が非課税となる世帯	入園料、保育料の合計額	年額 308,000円	年額 308,000円	年額 308,000円
C 当該年度に納付すべき町民税の所得割が非課税となる世帯		年額 272,000円	年額 308,000円	年額 308,000円
D 当該年度に納付すべき町民税の所得割課税額が 77,100円 以下の世帯				

▼問い合わせ

県補助に関する申請等については、直接幼稚園にお問い合わせください。

扶桑幼稚園入園案内

学校法人 むつみ学園 扶桑幼稚園では、次のとおり令和2年度の入園児を募集します。

- ▼募集人員 3歳児（3年保育）54名 平成28年4月2日から平成29年4月1日までに生まれた幼児
 4歳児（2年保育）は、5月1日現在、募集の予定はありません。
 5歳児（1年保育）は、5月1日現在、募集の予定はありません。
- ▼入園説明会 日時：8月9日（金）午前10時～11時 会場：扶桑幼稚園遊戯室
- ▼願書のお渡し 9月2日（月）～9月30日（月）（土日・祝日を除く） 配布時間：午前9時～午後4時
- ▼願書の受付 10月1日（火）午前9時～11時（定員に達しない場合は、2日以降も随時受け付けます。）
- ▼問い合わせ 扶桑幼稚園 扶桑町大字南山名字馬場31 ☎（93）0101・（93）1057

令和元年度 扶桑町交通安全・防犯「標語」優秀作品

総務課 内線 216

交通事故、犯罪を減らすため、この「交通安全・防犯標語」を通じて、交通安全・防犯に対する意識・関心を高めることにより交通事故防止、犯罪抑止を達成しようとするものです。

※以下の各標語につきましては、871 作品応募された標語の中から優秀作品として選出されたものです。
(順不同)

◆交通安全標語

ドライバーへの標語

「あ、やばい」 そのひとことは もうおそい
柏森小 榎本 圭吾さん

高齢者への標語

足かくにん アクセルブレーキ たしかめて
柏森小 磯邊 実歩さん

身につけて 夜に見やすい 光る物
柏森小 井上 ほかさん

子どもへの標語

とびだすな 青でもよく見て ひだりみぎ
柏森小 菅野 有真さん

その他交通安全標語

黄信号 止まらぬあなたは レッドカード
一般 内藤 進さん

◆防犯標語

盗難防止の標語

ロックする 家も車も 不しん者も
柏森小 大内 美来さん

かぎかけた かぞくみんなで さいかくにん
柏森小 吉田 なつめさん

子どもの安全防犯の標語

つけてある ぼくらのお守り 防犯ブザー
柏森小 佐橋 幸恵さん

特殊詐欺防止の標語

アポ電は 答える前に 深呼吸
一般 内藤 進さん

少し待て よく考えて 被害なし
一般 小椋 好和さん

その他防犯標語

町中で 声をかけあい たすけあい
柏森小 吉川 碧さん

扶桑町交通・防犯推進協議会選出

保育園からのお知らせ

子育て支援センター『にこにこらんど』

(高雄保育園内)

◆0,1歳フロア

日時★7月 5日(金) 午前10時～11時30分
七夕まつり会
★7月19日(金) 午前10時～11時30分
水遊び・誕生会

◆2,3歳フロア

日時★7月12日(金) 午前10時～11時30分
水遊び
★7月26日(金) 午前10時～11時30分
水遊び・誕生会

※持ち物…水遊び用パンツ、タオル、着替え、水筒、帽子等

◆にこにこサロン

月曜日～金曜日(祝日除く) 午前9時～午後4時
親子で、誰でも自由に遊びに来てください。

◆電話、面接相談 ☎(92) 4152

月曜日～金曜日(祝日除く) 午前9時～午後4時

子育て支援センター『すくすくらんど』

(斎藤保育園内)

◆0,1歳フロア

日時★7月 5日(金) 午前10時～11時30分
七夕まつり会
★7月19日(金) 午前10時～11時30分
水遊び・誕生会

◆2,3歳フロア

日時★7月12日(金) 午前10時～11時30分
大型バルーン遊び
★7月26日(金) 午前10時～11時30分
水遊び・誕生会

※持ち物…水遊び用パンツ、タオル、着替え、水筒、帽子等

◆すくすくサロン

月曜日～金曜日(祝日除く) 午前9時～午後4時
親子で、誰でも自由に遊びに来てください。

◆電話、面接相談 ☎(93) 1867

月曜日～金曜日(祝日除く) 午前9時～午後4時

園庭開放『ちびっこ広場』

高雄西保育園、高雄南保育園、山名保育園、柏森保育園、柏森南保育園で行います。予約の必要はありません。

日時 ★7月5日(金)・12日(金)・19日(金) 午前10時～11時30分

◎ 遊びの内容につきましては、保育園、子育て支援センターの「ちびっこ広場」の案内をご覧ください。

◎ 着替え、水筒、帽子等をお持ちください。

◎ いずれの保育園も駐車場がありませんので、自転車または徒歩でお越しください。

家庭ごみ収集について

産業環境課 内線 278

◎可燃性ごみ収集について

- 祝日も通常どおり収集を行います。 ○事業活動により生じるごみは町では収集しません。
- 収集日当日の朝に出してください。
- 収集車が作業により、道路上で停車する場合がありますが、ご理解とご協力をお願いします。

◎資源ごみ・小型ごみ分別収集日程表

地区名	資源ごみ・小型ごみの分別収集日 (容器プラと廃プラを含む)	容器プラと 廃プラの収集日
南新田・高雄住宅・北新田・羽根・東川西・東川南・東川北・扶桑住宅・ ビレッジハウス扶桑・村田機械寮	7月7日	7月21日
羽根西・南定松・北定松・高雄団地・福塚・宮島・伊勢帰・扶桑台	7月14日	7月28日
山那・小淵・大門・森・前野・野田・西村・寺前・中村住宅・斎藤東・ 斎藤西・斎藤中・斎藤南・斎藤北・緑ヶ丘・高木東・高木西	7月21日	7月7日
柏森東1区・柏森東2区・柏森レインボー・柏森西・柏森南・柏森北 中島・花立・平塚	7月28日	7月14日

※各地区集積所で収集した資源ごみ(アルミ缶・スチール缶・鉄類・びん・紙類・古着)の売上金は全額地区へ交付しています。地区での収集にご協力ください。

※地区の分別収集に出せない方は、資源ごみ回収拠点(小淵堤外)にて資源ごみ・小型ごみの回収を行っていますのでご利用ください。祝日の場合も利用できます。

- 月曜日～金曜日…午前9時～正午 ○土曜日…午前9時～午後3時(正午～午後1時を除く)
- (詳しくは年間行事予定表の4ページをご覧ください。)

◎施設で回収するもの *詳しくは年間行事予定表の3ページをご覧ください。

回収するもの	回収場所	回収日
7月(奇数月) 牛乳パック	総合体育館(火曜日休み)、老人憩の家(月曜日、祝日休み) 中央公民館(火曜日休み)、各保育園(土・日曜日、祝日休み) サングリーンハウス(土・日曜日、祝日休み) 各学習等供用施設(月曜日、祝日休み)	7月10日(水)～17日(水) ※各施設の休みに ご注意ください。
	役場(土・日曜日、祝日休み) 総合福祉センター(月曜日休み)	開庁日
使用済み小型家電 (9品目)	役場(土・日曜日、祝日休み) 総合福祉センター(月曜日休み) 総合体育館(火曜日休み)	開庁日

ゆずります・さがしています

◆このリサイクルニュースのシステムは、ゆずりたい方・さがしている方をご紹介しますものです。有償・無償の条件提示や交渉等は各個人で責任を持っておこなってください。

新規物品(*)印は7月3日(水)午前9時から先着順窓口受付のみ

産業環境課 内線 273

ゆずります(物品)		さがしています(物品)
* ベビーカー	● 組み立て式ベッド(スプリングマット付)	● テーブル・椅子(4人掛け程度)
* 学習机	● チャイルドシート	

物々交換イベントのお知らせ

- 日 時 7月30日(火) 午前10時～(午前10時15分受付終了)
- 場 所 扶桑町総合福祉センター2階 大会議室
- 問い合わせ ぷらねっと扶桑 ☎(75) 3082

※お子さんの参加も歓迎です。

～扶桑文化会館開館 25 周年記念企画～

扶桑文化会館探検ツアー

扶桑文化会館の魅力を感じ、機能を体験していただくために扶桑文化会館探検ツアーを開催します。扶桑文化会館をよく利用される方も、初めてご来館いただく方もふるってご参加ください。小学校・中学校の夏休みの自由研究テーマなどにもご活用いただけます！

- ▼開催日 8月10日(土) 午前10時30分～正午 ▼場所 扶桑文化会館
- ▼対象 小学生以上(町内外問わず)(※小学生は保護者同伴) ▼参加料 無料
- ▼受付開始 7月6日(土) 午前9時から扶桑文化会館窓口にて受付(定員30名)
- ▼その他
 - ◎安全のため舞台上の機械、綱などの装置に触れないようお願いします。
 - ◎キャンセルの際は事前に扶桑文化会館まで連絡してください。
 - ◎階段の上り下りがありますので、動きやすい服装でご参加ください。

★【夏休み特別企画】グランドピアノ開放 “鍵盤にタッチ!!”

今年の夏も、扶桑文化会館ロビーに設置の、ロビーコンサートで使用しているミニグランドピアノを無料開放します。

普段はアップライトや電子ピアノで練習しているお子様たちが、気軽にグランドピアノで練習できる機会ですので、ぜひご利用ください。

- ♪ 開放期間：7月24日(水)～8月28日(水)(月曜日<祝日は除く>・火曜日休館日)
*上記のうち、利用可能日につきましては、扶桑文化会館へお問い合わせください。
- ♪ 時間区分：①午前9時～9時45分 ②午前10時～10時45分 ③午前11時～11時45分
④午後1時～1時45分 ⑤午後2時～2時45分 ⑥午後3時～3時45分
⑦午後4時～4時45分
*一回の利用時間は45分間です。
- ♪ 利用料金：無料
- ♪ 場所：扶桑文化会館ロビー(人目には触れにくい場所です。)
- ♪ 申込方法：利用希望日の前日午後5時までに、所定の申込用紙に記入のうえ、扶桑文化会館窓口へ提出してください。
*1日2回、期間中2日間までを制限とします。
*申し込み先着順でのご利用となります。
- ♪ 対象：ピアノや電子ピアノをたしなむ幼児から高校生まで(町内外問わず)
*小学生以下は保護者同伴でお願いします。
- ♪ 受付開始：7月6日(土) 午前9時から
- ♪ お 願 い：ご利用前には必ず手を洗うなど、楽器の衛生管理にご協力をお願いします。

♪あらかじめご了承ください♪

- ・本事業は、個人の練習・体験を目的としています。
- ・教室などのグループや団体での利用はご遠慮ください。ただし、友人・家族同士程度は利用可とします。
- ・レッスン料など、金銭授受が伴う使用はできません。
- ・他の楽器との合奏はできません。
- ・弦に異物を挟む、弦を指で弾くなどの奏法はできません。
- ・ピアノを移動することはできません。
- ・利用をキャンセルする場合は、あらかじめご連絡ください。

～ミニグランドピアノ～

- ★ヤマハ製 モデルC-1
- ☆コンパクトなサイズながら、優れたバランスと音色の豊かさが特徴です。



【付属品】

- ・PFイス(背付)×1脚
 - ・パイプイス×3脚
- ※補助ペダルはお持ち込みください。

第35回

町民音楽祭

合唱、箏、吹奏楽など多彩な音楽をお楽しみください。
どなたでも入場できますので、皆様お誘い合わせの上ご来場ください。

日時

令和元年7月7日(日)

午前10時30分～午後4時(終了予定)

会場

扶桑文化会館

入場無料

※写真及びビデオ撮影はご遠慮下さい。

出演予定団体

10:30開演	琴くらぶ 吉音
	ハーモニカ ラプソディ
	扶桑横笛同好会
	虹夢
	アンサンブル・ロンド
～昼食休憩～	
13:00開演	箏曲扶桑児童合奏団
	扶桑すずらんコーラス
	扶桑混声合唱団
	女声合唱団ジョイフル
～休憩～	
14:15開演	琴伝流大正琴宇宙琴2000愛知
	コーロ・ヴィオレッタ
	扶桑ゴスペルクワイア
	扶桑北中学校吹奏楽部
	扶桑中学校吹奏楽部



主催／扶桑町音楽祭実行委員会・扶桑町・扶桑町教育委員会 お問い合わせ：生涯学習課 ☎0587-93-5200

あいさつ運動 扶桑町青少年問題協議会

「おはようございます」から、感謝の言葉「ありがとうございます」で1日を。

消防団第1分団が愛知県消防操法大会に出場します

総務課 内線217

7月20日(土)に、蒲郡市竹島ふ頭で行われる第64回愛知県消防操法大会ポンプ車操法の部に第1分団が丹羽郡代表として出場します。



操法大会とは、消防団員の技術向上と士気の高揚を図るとともに、消防活動の進歩充実に寄与することを目的とし、日頃の訓練により培った消防操法技術を競う団体競技です。防火水槽からの吸水、ホース延長、火点(標的)への放水、撤収まで一連の動作を迅速かつ正確に遂行する技量が求められます。

団員は1月からランニングや筋力トレーニングなどの体力錬成を行い、3月からは実践形式訓練、4月以降は北部グラウンドや丹羽消防署扶桑出張所にて連日の操法訓練を行っています。

出場選手は丹羽消防署署員の指導のもと、家族や地域そして周りの団員に支えられ上位入賞を目指して頑張っています。

皆さんの応援をよろしくお願ひします。

出場選手	
指揮者	千田 雅志
一番員	松下 和秀
二番員	本田 浩幸
三番員	山下 直治
四番員	千田 孝志
補助員	山腰 悠介

おめでとう

平成30年度 扶桑町体育協会表彰



4月14日(日)に総合体育館において、ユースオリンピック競技大会や全国大会で優秀な成績を収められた方々に表彰状が授与されました。

ありがとう

各放課後児童クラブ館へ



一、時計 4点
(写真左から)柏森:大藪建設(株)様、高雄:(株)ニシブ建築様、町長、扶桑東:大恵建築(株)様、山名:伊藤建設(株)様

表彰者(敬称略)	種目	表彰内容
山田 脩	レスリング	第3回ユースオリンピック競技大会男子グレコローマン71kg級 銅メダル
臼井竣亮	硬式野球	第27回ヤングリーグ春季全国大会 ベスト8
飼沼陸玖	硬式野球	第27回ヤングリーグ春季全国大会 ベスト8
永田りん子	柔道	平成30年度全国小学生学年別大会小学6年生女子45kg以下の部出場
誠信高等学校女子バレーボール部	バレーボール	第71回全日本バレーボール高等学校選手権大会(春高バレー) 出場

町へ



一、テレビ 1点
中部ケーブルネットワーク(株)
春日井局 様

扶桑町社会福祉協議会へ

一、金一万五千九百九十円
ふれあい土曜朝市 某 様

ふそう福祉会へ

一、金一万円
やろまい大輪 様

自衛官採用案内			
採用種目	自衛隊一般曹候補生	海上・航空自衛隊航空学生	自衛官候補生
採用期日	令和2年3月下旬から4月上旬		受付時にお知らせします
応募資格	18歳以上 33歳未満の者	【海上自衛隊】 18歳以上23歳未満の者 【航空自衛隊】 18歳以上21歳未満の者	18歳以上 33歳未満の者
試験期日	第1次試験 9月20日(金)~ 22日(日)のうち 指定する1日	第1次試験 9月16日(月)	受付時にお知らせします
受付期間	7月1日(月)から9月6日(金)まで (締切日必着)		年間を通じて 行っています
申込み 問合せ先	自衛隊愛知地方協力本部 小牧地域事務所 ☎0568(73)2190 http://www.mod.go.jp/pco/aichi/		

義援金

4月9日~5月7日分

- ◆東日本大震災義援金 金 1,798円 (役場義援金箱)
- ◆平成28年熊本地震災害義援金 金 1,346円 (役場義援金箱)
- ◆平成29年7月5日からの大雨災害義援金 金 171円 (役場義援金箱)
- ◆平成30年7月豪雨災害義援金 金 233円 (役場義援金箱)
- ◆北海道胆振東部地震災害義援金 金 1,060円 (役場義援金箱)

日本赤十字社愛知県支部扶桑町分区分へ上記の金額が寄せられました。ご協力ありがとうございました。

たんぽぽ出張相談のご案内

学校教育課 内線343

お子さんの養育で悩まれている保護者の皆さんへ



お子さんの発達
が気になる保護者
の方や障害のある
お子さんの養育で
不安のある保護者
を対象とした出張
相談（たんぽぽ相
談）を行います。

相談内容については、秘密を厳守します。

▼日時・場所

①8月7日（水）

午前9時15分～午後4時

小牧市ふれあいセンター

☎0568（77）0123

②8月8日（木）

午前9時15分～午後4時

扶桑町総合福祉センター

☎（91）1151

▼申込み 7月19日（金）まで

※電話予約制

▼予約受付時間 月～金曜日（祝日は除く）午前9時～午後5時

▼費用 無料

▼問い合わせ

県立一宮東特別支援学校

たんぽぽ相談係

一宮市丹羽字中山1151番地1

☎0586（51）5311

聞こえの心配な乳幼児を お育ての保護者の皆さんへ

学校教育課 内線343

「音に反応しない」「名前を呼んでも振り向かない」地域でこのようなお子さんの子育てで悩んでいる保護者の方は、一日でも早く、県立一宮聾学校の乳幼児教育相談をご利用ください。

「聞こえ」と「ことば」は3歳までにその基礎が確立するといわれています。そのため、「聞こえ」による「ことば」の遅れに対する教育は、早ければ早いほど効果が上がります。少しでもお子さんの「聞こえ」や「ことば」に不安を抱かれましたら、ためらわずにご連絡ください。

▼教育相談 悩みや子育てへのアドバイス、聞こえに関する簡単な検査を行います。

▼乳幼児教室 聞こえや聞こえによることばに障害のあるお子さんと保護者を対象にした個別支援を行います。（個別指導を毎週1回、2歳児は、週1回の集団指導も行っています。）

▼進路相談 難聴のお子さんの進路相談を受け付けています。

※相談、聴力測定、指導料は無料です。

▼問い合わせ 県立一宮聾学校

幼稚園主事または教育相談担当

一宮市大和町荻安賀字上西之杵30

☎0586（45）6000

FAX 0586（43）4462

犬山警察署からのお知らせ

110番

「安心」して暮らせる「安全」な扶桑町の確立



扶桑町内の5月中の犯罪発生総数（暫定値）は、13件（昨年同月33件）です。

空き巣被害が扶桑東学区で1件、自転車盗被害が柏森学区で2件、山名学区で2件、扶桑東学区で2件発生しました。

守る人になる。～ 警察官・警察職員募集 ～

警察官や警察職員は『県民の安全と安心を守る』ために仕事をしています。

- パトロールなどの地域に密着した活動で県民を守る。
 - 犯罪の起きにくい社会、安全なまちづくりを進めることで県民を守る。
 - 地道な捜査で事件を解決し、被疑者を検挙することで県民を守る。
 - 交通指導や取締りなどによって交通事故から県民を守る。
 - 災害やサイバー攻撃、テロ・ゲリラなどから県民を守る。
- 部署によって役割は異なりますが、警察官・警察職員の全ての業務が県民を守ることに繋がります。
- 警察官・警察職員の業務は非常に幅広く、あなたの能力を発揮できる場所が必ず見つかります。
- あなたの力を必要としています。あなたも「守る人」になりませんか。

◎第2回警察官（A）[大卒程度]・（B）[高卒程度]採用及び第2回警察職員採用 [高卒程度]

●受験案内配布 7月上旬頃

●受付期間

【警察官】 8月19日（月）～9月6日（金）

【警察職員】 8月19日（月）～9月4日（水）

●試験日

【警察官】 9月22日（日）

【警察職員】 9月29日（日）

●受験資格

【大卒】 昭和61年4月2日以降に生まれた人

【高卒】 平成元年4月2日～

平成14年4月1日までに生まれた人

◎警察官・警察職員の採用に関するお問い合わせ
犬山警察署 警務課 ☎0568（61）0110 内線212

愛知県警察からの お知らせ

平針運転免許試験場は、建替え工事のため、来場者の駐車場が利用できません。公共交通機関のご利用をお願いします。

▼問い合わせ 運転免許課 ☎052（951）1611（内線：781-280・281）

「国民年金保険料の免除制度」について

住民課 内線 245

国民年金制度は、20歳以上60歳未満の全ての方が加入する制度です。老後の老齢基礎年金のほか、万が一のときの障害基礎年金や遺族基礎年金が受け取れる制度です。

国民年金保険料は、月額16,410円（平成31年4月～令和2年3月分）ですが、経済的な理由等で保険料の納付が困難な場合は、申請手続きをしていただくことにより、保険料納付の免除又は一部納付（一部免除）の制度があります。また、2年1カ月前の月分までさかのぼって免除申請をすることができます。納付についてお困りの方は、住民課国民年金窓口または年金事務所へご相談ください。

★保険料の免除制度

【全額免除制度】→保険料の全額が免除

【半額納付制度】→保険料の2分の1を納付
（残り2分の1が免除）

【4分の1納付制度】→保険料の4分の1を納付
（残り4分の3が免除）

【4分の3納付制度】→保険料の4分の3を納付
（残り4分の1が免除）

★一部納付する場合の月々の保険料額 （平成31年4月～令和2年3月分）

4分の1納付 → 4,100円

2分の1納付 → 8,210円

4分の3納付 → 12,310円

これらの制度をご利用いただく場合は、ご本人、配偶者、世帯主の前年所得が、それぞれ一定の基準額以下であることが条件です。ただし、一部納付制度は、納付すべき一部保険料が未納となった場合は、一部免除が無効となり、老齢・障害・遺族の基礎年金の受給資格期間には含まれませんので、必ず一部保険料を納付していただく必要があります。

このほかに、以下の制度があります。

【納付猶予】この制度は、低所得である50歳未満の方（学生を除く）が、将来の無年金・低年金となることを防止するために、同居している世帯主の所得にかかわらず、本人及び配偶者の所得要件により、保険料の納付を猶予するものです。

【学生納付特例制度】この制度は、学校教育法に規定する大学（大学院）・短期大学・高等学校・高等専門学校・専修学校及び各種学校（修業年限1年以上である課程）に在学する学生等で、ご本人の前年所得が基準額以下であることにより、国民年金保険料の納付が猶予されるものです。

【法定免除】この制度は、障害年金や生活保護法の生活扶助を受給している方の国民年金保険料を申請により免除するものです。

★保険料免除等は、7月～翌年6月を承認期間とします。

*申請免除等の対象となる方

1. 前年の所得（収入）が少なく、保険料を納めることが困難な場合
2. 障害者または寡婦であって、前年の所得が125万円以下の場合
3. 生活保護法による生活扶助以外の扶助を受けている場合
4. 1～3以外の特例的な事由による場合

- ① 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、被害金額が財産の価格のおおむね2分の1以上である損害を受けたとき
- ② 失業により保険料を納付することが困難と認められるとき
- ③ 事業の休止または廃止により厚生労働省が実施する離職者支援資金貸付制度による貸付金の交付を受けたとき

これらの事由による場合は、申請の際にその事実を明らかにすることができる書類の添付が必要となります。

*失業を理由とする場合

- 雇用保険の被保険者が離職した場合
 - ・ 雇用保険受給資格者証の写し
 - ・ 雇用保険被保険者離職者票の写し
 - ・ 雇用保険被保険者資格喪失確認通知書の写し
- 雇用保険の適用のない者が離職した場合
 - ・ 事業主の証明に納税通知書の写しを添付（納税通知書が添付できない場合は、事業主の証明に理由を記載する。）
 - ・ 公務員については、辞令の写し
- 離職者支援資金の貸付を受けている場合
 - ・ 離職者支援資金の貸付決定通知書の写し
- 自営業者等の事業の休止・廃止による場合
 - ・ 事業の休止（廃止）届の写し

▼問い合わせ

一宮年金事務所 ☎ 0586 (45) 1418

石上祭

江戸時代末から始まったと言われている、犬山市無形民俗文化財「石上祭」に参加してみませんか。午後8時から火振りも行われます。



▼日時 8月4日(日)
午前8時～午後9時
※時間内であれば、石を上げる時間は自由

▼場所 尾張富士(犬山市字富士山3)
▼内容 石を尾張富士の頂上まで運び上げます。

▼申込み・問い合わせ
グループ(8名以上)で参加される場合は、7月20日(土)までに尾張富士大宮浅間神社までご連絡ください。
☎0568(67)0037
※個人・家族で参加する場合は当日受付可

第13回 丹羽郡中学生スピーチコンテストを開催します

丹羽ライオンズクラブ主催で、丹羽郡内三中学校から推薦された7名の生徒によるスピーチコンテストを開催します。日頃、気になる社会的な出来事や身近な話題でみんなに伝えたい事について、思春期の青少年ならではの目線による主張を聞くことができます。

コンテスト本番に向け、一生懸命練習した生徒の主張に耳を傾けて頂きたいと思います。ぜひ、会場にお越しください。

▼日時 8月2日(金) 午前10時～正午
▼会場 扶桑文化会館
▼問い合わせ 丹羽ライオンズクラブ
☎(95)6733

丹羽消防署

119番

夏がやってくる！熱中症を防ごう！

梅雨が明け、本格的な夏の暑さがやってくるこれからの季節は、熱中症が増える時期です。熱中症は屋外だけでなく室内でも発生しているため、室内温度を確認するなど熱中症にならないよう注意が必要です。過去にどのような事故が発生しているかを知り、次のような点に注意して、楽しい夏を過ごしましょう。

室内で・・・

○エアコンのない高温の居室内に長時間いたところ、頭痛、ふらつきの症状が出たため、救急要請となったもの。

<予防のポイント>

- ◆気温が高くなくても湿度が高いと熱中症になることがあります。
- ◆水分補給を計画的、かつ、こまめにしましょう。
- ◆窓を開け風通しを良くしたり、エアコンや扇風機等を活用し、室内温度を調整するなど、熱気を溜めないようにしましょう。

乳幼児が車の中で・・・

○車内に子どもを乗せ、母親が車両のカギを車内に残した状態で子どもが鍵のロックボタンを押したため、ドアが施錠してしまったもの。

<予防のポイント>

- ◆夏場の車内の温度は、短時間で高温になります。
- ◆少しの間でも子どもを車内に残さないようにしましょう。
- ◆子どもが自分で鍵をかけたり、ロックボタンを誤って押してしまうことで事故が発生します。車を降りる際は、鍵を持って降りましょう。

屋外で作業中・・・

- 庭で作業していた父親の様子を息子が見に行ったら、庭で倒れているのを発見し、救急要請となったもの。
- 高校野球の応援中に複数の生徒が熱中症症状を訴えたため救急要請となったもの。

<予防のポイント>

- ◆クラブ活動等では、複数の生徒が熱中症になる恐れがあります。指導者等は、無理のない活動に配慮しましょう。
- ◆水分補給を計画的、かつ、こまめにしましょう。
- ◆襟元を緩めたり、ゆったりとした服を着るなど服装に工夫しましょう。
- ◆自分自身で体調管理を行い、体調不良の時は無理をせず休憩しましょう。

熱中症の予防

高温・多湿・直射日光を避ける。

熱中症の原因の一つが、高温と多湿です。屋外では風通しを良くするなど、高温環境に長時間さらされないようにしましょう。

<対策例>

- 日陰を選んで歩く
- 窓から射し込む日光を遮る
…ブラインドやすだれを垂らす、日射遮断フィルムなど
- 空調設備を利用する
…我慢せずに冷房を入れる、扇風機も利用する

水分補給は計画的、かつ、こまめにする。

特に高齢者はのどの渇きを感じにくくなるため、早めに水分補給をしましょう。なお持病がある方や水分摂取を制限されている方は、夏場の水分補給等について必ず医師に相談しましょう。

▼問い合わせ

丹羽広域事務組合 消防本部 予防課 ☎(95)5158

扶桑町小中学生フォトコンテスト 作品募集のお知らせ

テーマ

「わたしの好きな扶桑町」

※あなたが思う扶桑町の好きな場所・人・もの・イベントの写真

募集について

応募資格：扶桑町内在住の小中学生

募集作品：①、②を合わせて提出すること。

①応募者自身が撮影した未発表の写真とその紹介文

②（英語にチャレンジ！）

英語で日本語の紹介文を要約したもの

もしくは写真のタイトルを英訳したもの

※紹介文は日本語で100字程度。

※英語で日本語の紹介文を要約したものは1行以上で文字数の制限なし。

※応募点数は何点でも可。ただし、入賞は1人1作品のみ。

写真の形式等：JPEG形式で画像サイズは10メガバイト以内

募集期間：令和元年7月22日（月）～8月30日（金） ※郵送の場合は当日消印有効

応募方法

●専用応募フォーム

※ホームページにリンクを掲載しています。

●郵送

●直接持参

<宛先>

〒480-0102 扶桑町大字高雄字天道 330 番地

扶桑町役場 政策調整課

「扶桑町小中学生フォトコンテスト」係 まで

入賞

◎最優秀賞 1名：図書カード 5,000円分

◎優秀賞 2名：図書カード 3,000円分

◎入選 9名：図書カード 2,000円分

※入賞作品は「広報ふそう」令和2年4月号からの表紙等でも使用されます。



フォトコンテスト
ページのQRコード

扶桑町ホームページ内の「第1回扶桑町小中学生フォトコンテスト」にて、応募用紙や募集に関する規定等詳しい内容を掲載していますので、そちらをご確認ください。

※コンテストに関する問い合わせ：政策調整課 内線 317

募集します

夏休み親子料理教室

中華料理で

暑い夏を乗り切ろう！

学校給食共同調理場

☎(93) 1528

楽しくみんなで料理を作ってみませんか？

▼日時 7月24日(水)

午前9時30分～午後1時30分

▼場所 中央公民館(調理実習室)

▼対象者 小学生・中学生とその保護者(小学5年生以上は児童生徒のみの参加可)

▼定員 30名(定員になり次第締め切ります。)

▼参加費(材料費) 一人500円(当日徴収)

▼持ち物 ①エプロン ②三角

きん ③ふきん ④水筒

▼調理内容

●手作り肉まん

●棒々鶏サラダ

●チンゲンサイの蛋花湯タンホウタン

●杏仁豆腐

▼申込方法 7月3日(水)～

午前8時30分～午後5時

直接、学校給食共同調理場へ

お越しいただくか電話でお申し

込みください。

▼その他 パソコン要約筆記、手話通

訳あり

mail@owarihakubu-kenriyogonet

権利擁護講演会

「認知症になっても安心して暮らしたい」参加者

介護健康課 内線2333

▼日時 7月27日(土)

午後1時30分～4時15分

▼場所 岩倉市総合体育文化センター

多目的ホール(岩倉市鈴井町下新田

123番地)

▼内容 2025年には、高齢者の5

人に1人が認知症になるといわれてい

ます。認知症になっても安心して暮ら

したい、そのために必要なことをご

いっしょに考えましょう。

●第一部 講演会「権利擁護と成年後

見制度」【講師】厚生労働省成年後見

制度利用促進専門官 川端伸子氏

●第二部 パネルトーク「認知症になっ

ても安心して暮らせるまちづくり」

【パネリスト】弁護士 深見早恵氏、尾

張東部成年後見センター長 住田敦子

氏、岩倉市長寿介護課長 原咲子氏

▼定員 300名(先着順)

▼申込方法 電話・ファックス・電子

メールで、①氏名②連絡先③住所(又

は勤務地)④障害のため必要な配慮

(あれば)をお知らせください。

▼申込み・問い合わせ

尾張北部権利擁護支援センター

☎0568(74) 5888

FAX 0568(74) 5855

電子メール

mail@owarihakubu-kenriyogonet

扶桑町多文化共生センター

政策調整課 内線316

国際交流料理講座参加者募集 ～『ペルーの家庭料理』を作らしよう～



今年は、日本からペルーへの移民が始まって120年となります。外国籍の人達とペルーの家庭料理を作って、食べて、ペルーの文化に触れてみませんか。

また、この機会に小牧市在住の講師からマチュピチュ、ナスカの地上絵など、世界遺産のお話も聞くことができます。

- ▼日時：7月21日(日) 午前9時30分～午後1時
- ▼場所：中央公民館 1階 実習室
- ▼メニュー：パパレジェーナ(ペルー風コロッケ)、アロスコンポーヨ(チキンライス)、デザート
- ▼講師：大岩さんご夫妻(奥様がペルー出身の方です)
- ▼募集人数：先着12名(小学生以上) ※小学生の方は、保護者同伴でお申し込みください。
- ▼参加費：300円(保険代含む) ▼持ち物：エプロン、三角きん(バンダナ)、ふきん
- ▼申込み：7月1日(月)から7月12日(金)までに政策調整課窓口または電話でお申し込みください。(土日を除く)
- ▼問い合わせ：政策調整課

ココテラスマーケット ～五感をもてなす～

つくり手と地域に住む人々を繋げる、“コミュニケーション型移動式市場”を開催します。

- ▼日時 7月15日(月・祝) 午前10時～午後3時 ※入場無料・雨天決行
- ▼場所 アクロスプラザ扶桑
- ▼内容 ハンドメイド作品の販売、飲食、キッチンカー、ワークショップ、スタンプラリー抽選会、あめ玉つかみなど
- ▼出店者・サポーター募集 出店初心者の方への支援も行っています。また、当活動にご賛同いただける、法人・個人賛助会員様やイベント開催時のボランティアさんを随時募集しています。
- ▼問い合わせ NPO 法人 Tags New (タグズニュー) ☎090(1623)1528

「はつらつ教室」(認知機能低下予防教室) 参加者

介護健康課 内線233

「認知症予防」は、自分にはまだ早いと思ってしまうませんか？

認知機能の低下を予防するためには、健康なうちから、脳トレや運動で、脳を活性化させる習慣づくりが大切です。「はつらつ教室」に参加し、楽しみながら身体と頭を動かす習慣を身につけましょう。

「はつらつ教室」日程表

月日	時間	場所
9月18日～12月18日 の毎週水曜日	午前10時～11時30分	文化会館 ※11月20日のみ 老人憩の家
9月6日～12月6日 の毎週金曜日	午前10時～11時30分	柏森中央学習等 供用施設
9月5日(木)及び 9月13日～12月6日 の毎週金曜日 ※11月第5週目のみ 28日(木)に実施	午後1時30分～3時	高雄学習等 供用施設

▼対象 65歳以上の方
(介護認定者を除く)

▼内容 認知症予防のための脳トレと運動【週1回(全14回コース)】

※第1回と第13回は、「あたまの健康チェック」(1人約15分)を実施します。日程・場所については個別に

ご連絡します。

※実施内容や天候等の都合により、日程や場所が変更になる場合があります。

▼持ち物 室内履き(運動ができる物)、飲料水、タオル

▼定員 各20名

※初めて参加される方を優先に、先着順とします。

▼申込み 7月8日(月)午前8時30分から、介護健康課の窓口または電話で受け付けます。

※定員になり次第締め切り

「頭の体操教室」の受講者

介護健康課 内線235

65歳以上の方(介護認定者を除く)を対象に、認知症を予防するための教室を行います。

簡単な読み書きや計算やすうじ盤をしながら脳を活性化させて、楽しく頭を動かして地域の仲間づくりをしましょう。

最新の脳科学では、難しい問題を悩みながら解答するより、簡単な問題にすらすらテンポよく取り組んだ方が、脳の血流が良くなると言われています。

興味・関心のある方は、ぜひご参加ください。

※受講者には事前、事後アセスメント(あたまの健康チェック)を実施します。

▼日時 8月22日(令和2年2月13日)の毎週木曜日(令和2年1月2日は除く)午後1時30分～3時頃 全25回

▼会場 扶桑町総合福祉センター
2階 大会議室または研修室

▼定員 20名

※初めて申し込みされる方を優先とし、先着順とします。

▼申込み 電話又は介護健康課窓口でお申し込みください。

夏休み親子下水道教室

五条川右岸浄化センター

☎(66)8651

夏休みに親子で下水道の役割を学び水の大切さを考えよう!

▼日時 7月26日(金)
午前の部 午前10時～正午
午後の部 午後1時30分～3時30分

▼場所 五条川右岸浄化センター
(岩倉市北島町権現山7番地1)
※駐車場有

▼対象者 小学生とその保護者
(1グループに保護者1名でも可)

▼内容 顕微鏡による微生物の観察、下水処理場見学など、下水道について親子で楽しく学習します。

▼定員 各部20人程度

▼費用 無料
(申し込み先着順)

▼持ち物 子供用の上履き(大人用のスリッパは用意します。)

▼申込み 五条川右岸浄化センターへ電話でお申し込みください。

▼申込期間 7月1日(月)～7月19日(金)の午前9時～午後5時(土日・祝日を除く)

放送大学 10月入学生

生涯学習課 ☎(93)5200

放送大学は、10月入学生を募集しています。

心理学・福祉・経済・歴史・文学・情報・自然科学など、約300の幅広い授業科目があり、1科目から学ぶことができます。

全国に学習センターが設置されており、サークル活動などの学生の交流も行われています。

▼出願期間 第1回は8月31日(土)まで、第2回は9月20日(金)まで。

※資料を無料で差し上げています。放送大学愛知学習センターへご請求ください。☎052(831)1771

ボランティア団体「笑夢」では、9月に開催される「アートでわくわく心の出会い」に展示する作品や活動発表団体を募集しています

- ▼日時 9月22日(日)午後1時30分～3時30分
- ▼場所 扶桑町中央公民館 講堂
- ▼内容 会場に作品を展示し、アート作家の活動やサークル活動などの発表をしたり、参加者全員でダンスうらなうらなうをしたりして楽しめます。
- ▼主催 ボランティア団体「笑夢」
- ▼問い合わせ ぶらねっと扶桑 ☎(75)3082

募集します

第4回わくわくスポーツフェスタ参加者

総合体育館 ☎(93) 2441

日時 7月28日(日) 午前9時～正午

場所 扶桑町総合体育館

対象 扶桑町在住の小

学生

参加費 無料

定員 150名(先着順)

内容 さまざまなスポーツ(バスケットボール、サッカー、バドミントン、柔道、ゲートボールなど)に親しむことを目的として、遊び感覚で楽しめるようにアレンジしたゲームにチャレンジし、総合得点を競います。

表彰 男女別で小学1・2年生の部、小学3・4年生の部、小学5・6年生の部の6部門に分け、各部門1位を表彰します。※賞品・参加賞あり

募集期間 6月30日(日)～7月15日(月)

申込み 総合体育館(火曜日休館)

問い合わせ 総合体育館



体育協会主催柔道教室受講者

総合体育館 ☎(93) 2441

日時 8月3日(土)・17日(土)・24日(土)・31日(土) 午後1時～3時

場所 扶桑町総合体育館

対象 年中児以上

受講料 保険料のみ(中学生以下800円・高校生以上1,850円・65歳以上1,200円)

申込み 保険料を添えて総合体育館(火曜日休館)へ

問い合わせ 総合体育館

お問い合わせ 総合体育館

第43回扶桑町親善ソフトボール大会参加チーム

総合体育館 ☎(93) 2441

日時 9月8日(日)・9月15日(日) 予備日 9月22日(日)

場所 扶桑町北部グラウンド・木曾川扶桑緑地公園グラウンド

参加対象 駐在員地区単位のチームで1チーム20名まで。(学生を除く。女性の参加も可。)

募集期間 7月15日(月)まで

申込み 総合体育館(火曜日休館)

抽選会 8月4日(日) 午前9時～

問い合わせ 総合体育館

問い合わせ 総合体育館

丹羽広域事務組合 水道メータ検針員

丹羽広域事務組合 ☎(95) 3400

業務内容 水道メータの検針業務

募集期間 令和2年3月31日(火)まで

応募資格 丹羽郡に1年以上居住している、20歳から60歳までの健康に問題のない方で、1年以上連続した業務が可能な方。

お問い合わせ 総合体育館

お問い合わせ 総合体育館

お問い合わせ 総合体育館

お問い合わせ 総合体育館

応募書類(指定様式)

水道検針員登録申込書 ・履歴書
※詳しくは、ホームページでご確認ください。
(水道部ホームページ)

http://www.niwa-suido.jp)

お問い合わせ

丹羽広域事務組合水道部管理課

業務係 ☎(95) 3400

介護者交流会参加者

介護健康課 内線235

介護者交流会は、日々の介護で同じように悩んでいる仲間と悩み等を話す交流の場です。日頃の介護の悩み等をお話して、スッキリしましょう。この機会に是非ご参加ください。

「介護者交流会」日程表

	日にち	時間	場所
1	7月18日(木)	午後1時30分 ～3時30分	扶桑町 総合福祉センター 2階 研修室
2	11月19日(火)		
3	3月16日(月)		

※第1回は、介護食の試食ができます。

※飲み物やお菓子の持ち込み自由です。

▼申込み 不要

(時間内であればいつでも出入りできます)

▼問い合わせ 扶桑町地域包括支援センター

☎(91) 1171

広告

この欄は「広報ふそう」有料広告欄です。
広告の内容に関する問い合わせは、直接広告主へお願いします。

防災・防犯も **CCNet**
安全・安心チャンネル
123ch
10月から放送スタート!!(予定)
お問合せ・取材情報は
CCNet コールセンター
☎0120-441061(9:00～18:00 日・祝除く)

皆様の満足された笑顔が、わたしのやりがいです!

相続 遺言 不動産売買

司法書士・行政書士・不動産仲介業

石原事務所

☎0568-61-0985

〒484-0059 犬山市上坂町五丁目200番地
〈受付時間〉 平日午前9時から午後6時まで



3月9、10日に静岡県浜松市で開催された浜松がんこ祭り全日本よさこい学生選手権U40部門で4位入賞した鳴子踊りチーム笑舞の皆さんが町長に報告のため来庁されました。笑舞は8月に名古屋で行われるにっぽんど真ん中祭りに参加予定です。がんばってください!!

見事勝利!! チャレンジデーにご協力 5/29 ありがとうございます

① 扶桑町 73.4% (参加者 25,515 人 / 人口 34,777 人)

② 北秋田市 62.6% (参加者 20,174 人 / 人口 32,216 人)

今年で6回目の参加となりましたが、対戦相手の秋田県北秋田市に見事、勝利しました。

また、6年連続で金メダル(参加率55%以上)も獲得しました。

今後も日常生活に運動を取り入れ、健康で明るいまちづくりを目指しましょう。



オープニングイベント 町長とラジオ体操



北秋田市長とのエール交換 (5月23日)



モーニングウォーク



空き缶積み上げ大会



チャレンジ・ザ・ゲーム



いきいき広場 (イオンモール扶桑)



こりこり改善教室



てくてくチャレンジ



肝炎ウイルス検診のお知らせ

保健センター ☎(93) 8300

我が国の肝炎（ウイルス性肝炎）の感染者は、B型とC型合わせて約300万人存在すると推定されていますが、感染時期が明確ではないことや自覚症状がないことが多いため、適切な時期に治療を受ける機会がなく、本人が気づかないうちに肝硬変や肝がんへ移行する感染者が多く存在することが問題となっています。肝炎ウイルス感染の早期発見・早期治療のためにぜひご利用ください。

▼実施期間

7月1日（月）～10月31日（木）

（各医療機関診療時間内）

▼実施場所 扶桑町・大口町委託医療機関

▼対象者 町内在住の今年度40歳になられる方

※対象者には、検診票を郵送します。

※41歳以上の方で、一度も肝炎ウイルス検診を受けたことが無く、検診をご希望の方はお問い合わせください。

▼検診内容 問診、C型肝炎ウイルス検査及びHBs抗原検査（採血検査）

▼費用 無料

医療機関実施がん検診のお知らせ

保健センター ☎(93) 8300

7月1日（月）より町内委託医療機関実施の個別がん検診を保健センターで受け付けます。個別がん検診を希望される方は、保健センター窓口の一部負担金を添えてお申し込みください。なお、定員になり次第、締め切ります。

検診名	対象者	定員	一部負担金	実施場所・期間
胃がん（内視鏡）	* 50歳以上	計160名	2,000円	町内委託医療機関 令和元年7月1日（月）～令和2年1月31日（金） ※申込みは7月1日（月）から保健センター窓口で受け付けます。
胃がん（バリウム）	40歳以上		900円	
肺がん		130名	900円	
大腸がん		130名	600円	

*胃がん検診（内視鏡）については2年に1回の受診となります。
今年度は奇数年（和暦）生まれの方が対象となります。
ただし、偶数年生まれの方で平成30年度未受診の方は受診できます。

※次の方は一部負担金が免除されますので印鑑をお持ちください。
①後期高齢者医療被保険者証をお持ちの方 ②町民税非課税世帯の方
③生活保護世帯の方

※扶桑町国民健康保険に加入している方は、お支払いの際に国民健康保険被保険者証を提示されると無料で受診できます。

歯科健診は受けましたか

保健センター ☎(93) 8300

扶桑町では、成人歯科健診、糖尿病歯科健診、後期高齢者歯科健診を実施しています。対象の方には4月（後期高齢者の方は6月）に無料クーポンを郵送しましたが、もう健診はお済みですか？対象の方は、お早めに歯科健診を受けて歯の健康を保ってください。

▼実施期間 令和2年3月31日（火）まで

▼実施場所 扶桑町・犬山市委託歯科医院（事前に予約をしてください。）

▼費用 無料

▼令和元年度の対象者

①成人歯科健診	
年齢	生年月日
40歳	昭和54年4月1日から昭和55年3月31日生まれの方
45歳	昭和49年4月1日から昭和50年3月31日生まれの方
50歳	昭和44年4月1日から昭和45年3月31日生まれの方
55歳	昭和39年4月1日から昭和40年3月31日生まれの方
60歳	昭和34年4月1日から昭和35年3月31日生まれの方
65歳	昭和29年4月1日から昭和30年3月31日生まれの方
70歳	昭和24年4月1日から昭和25年3月31日生まれの方
②糖尿病歯科健診	
平成30年度の特健診の結果、HbA1c（ヘモグロビンエーワンシー）が5.6以上の方	
③後期高齢者歯科健診	
平成31年4月1日現在満75歳以上の方	

“命を救う身近なボランティア、献血にご協力ください” 福祉児童課 内線222

現在、医療において輸血は欠かすことができない治療法のひとつです。そして血液は献血で確保しなければなりません。

献血は16歳から69歳の健康な方ならどなたでもできます。（65歳から69歳の方は、60歳から64歳の間に献血経験のある方に限ります。）ご協力いただいた方には、血液検査成績をお知らせしています。

皆さんのあたたかい気持ちで救える命があります。お一人でも多くの方のご協力をお願いします。

▼日時 7月27日（土）受付：午前10時～11時30分、午後1時～4時

▼場所 イオンモール扶桑 ▼主催 扶桑町献血推進協議会

集団がん検診のお知らせ

保健センター ☎ (93) 83000

集団がん検診とは、あらかじめ決まった日に保健センターで行うがん検診です。希望される方は、保健センター窓口、もしくは電話でお申し込みください。

実施日	胃がん 800円 40歳以上の方	大腸がん 400円 40歳以上の方	前立腺がん 400円 50歳以上の方	子宮頸がん 700円 *20歳以上の方	乳がん 600円 *40歳以上の方	受付開始日
8月8日(木)	◎B	◎	△	◎	◎	7/10(水)~
9月2日(月)	◎A	◎	◎	◎	◎	
11月16日(土)	◎B	◎	△	◎	◎	

*胃がん検診は、プライバシー保護のため男女別に検診を行います。
A：男性、B：女性を優先的に受付しますのでご了承ください。
*乳がん検診・子宮頸がん検診については2年に1回の受診となります。
令和元年度は奇数年（和暦）生まれの方が対象となります。
（ただし、偶数年生まれの方で平成30年度未受診の方は受診できます。）
※扶桑町国民健康保険に加入している方は、一部負担金をお支払いの際に国民健康保険被保険者証を提示されると、無料で受診できます。

はちまるくん日より「かみしめ」にご注意! ②

大山扶桑歯科医師会

前回は長時間にわたるかみしめは、いろいろなトラブルを引き起こすことがあるという話でした。起きて生活しているときはかみしめることに注意できますが、眠っているときはどうでしょう? 眠っている間のかみしめは、しばしば「歯ぎしり」という形で現れます。夜間の「歯ぎしり」は自分でコントロールすることができないため「ナイトガード」というものを使って歯を保護します。「ナイトガード」は歯科医院で作ることが出来ます。型を取って、模型を作り、透明のレジンといわれるプラスチック状の材料を使って作ります。かみしめが強い人は、そのプラスチックの表面に穴があいてしまふこともあります。その人の歯並びにあったものを作り、寝ている間必要以上の力が加わらないように歯やまわりの組織をガードします。自分で「歯ぎしり」の自覚がない方でも、前歯の先端がノコギリのようにギザギザになっていたり、特殊なすり減り方をしていたりする人は、「歯ぎしり」をしている可能性が高いです。また家族から音がすると指摘されて気づくこともあります。日中の「かみしめ」に関しては、気づいてやめることが大事ですが、夜のかみしめはかかりつけの歯科医院で相談されてもいいでしょう。

神経系難病患者医療相談会のご案内

江南保健所 ☎ (56) 2157

保健所ではパーキンソン病や脊髄小脳変性症、多系統萎縮症、多発性硬化症、筋萎縮性側索硬化症などの神経系難病の患者さんとその家族を対象に、医療相談会を開催します。専門医の先生をお呼びしています。参加希望の方、関心のある方は、ご連絡ください。

- ▼日時 7月11日(木) 午後2時30分～4時30分
- ▼場所 江南市布袋ふれあい会館 (江南市布袋町東359)
- ▼内容 医療相談会
- ▼講師 名古屋大学 医学部 附属病院 神経内科 橋詰淳先生
- ▼申込み期間 7月8日(月)まで
- ▼申込み・問い合わせ 江南保健所 健康支援課 地域保健グループ(難病担当) ☎ (56) 2157

うつ病家族教室のご案内

江南保健所 ☎ (56) 2157

「うつ病」で治療中の方のご家族を対象に、「うつ病」についての理解を深め、ご本人をどう支えていくかを学ぶために開催します。皆さんご参加をお待ちしています。

- ▼日時 7月31日(水) 午後2時～4時

- ▼場所 江南保健所 3階 大会議室 (江南市布袋下山町西80)
- ▼対象 「うつ病」で治療中の方のご家族30名
- ※犬山市・江南市・岩倉市・大口町・扶桑町在住の方を優先します。
- ▼内容 「うつ病の理解と 家族の役割について」
- ▼講師 名古屋市立大学 看護学部 教授 香月富士日氏
- ▼参加費 無料
- ▼申込み期間 7月1日(月)～7月26日(金)
- ▼申込み・問い合わせ 江南保健所 健康支援課 ことこの健康推進グループ ☎ (56) 2157
- ▼受付 平日、午前9時～午後5時

健康相談窓口の開設

産業環境課 内線273

従業者数50人未満の事業者やその事業場で働く人を対象として、産業医等による健康相談を行います。相談は無料、相談内容や指導内容については、秘密を厳守します。

- ▼日時 8月2日(金) 午後2時～4時 (受付終了は、午後3時30分)
 - (受付終了は、午後3時30分)
 - ▼会場 尾北医師会館内相談室 (大口町下小口6丁目122-2)
 - ▼担当医 佐野 幹(さのクリニック)
 - ▼主たる診療科名 内科・循環器内科
 - ▼申込み 尾北医師会 ☎ (95) 7020
- へお申し込みください。※当日申込み

第65回 青少年読書感想文 全国コンクール 課題図書紹介

* 小学校低学年の部
「もぐらはすこい」

アヤ井 アキコ/著
川田 伸一郎/監修



* 小学校中学年の部
「八子ごはん」

季節のごちそう〜
横塚 眞己人/写真と文



* 小学校高学年の部
「マンザナの風にのせて」

ロイス・セバーン/作
若林 千鶴/訳
ひだか のり子/絵



まっくらな土の中に住んでいるもぐら。どうやって土を掘るんだろう？いつ寝て、いつ起きるんだろう？もぐらが掘ったトンネルの中はどうなっているんだろう？謎だらけの暮らしを紹介します。

アヤ井アキコ（あやいあきこ）氏は、1967年北海道生まれ。一橋大学社会学部卒業。美学校シルクスクリーン工房にて、岡部徳三氏、松村宏氏のもとで版画技術を学ぶ。作品に「山菜の絵本」など。

岐阜県などのある地域では、八子の子を食べる習慣があります。昔から世界中で虫は食べられてきて、日本でも季節のごちそうとして虫を食べているのです。どんなふうに使っているのかを、写真とともに伝えます。

横塚眞己人（よこづかまこと）氏は、1957年横浜市生まれ。写真家。日本写真家協会会員。ホルネオ保全トラストジャパン理事。

「ゆらゆらチンアナゴ」で日本絵本賞を受賞。ほかの著書に「マンガローブの木の下で」など。

1942年、アメリカ。ワシントン州で家族と幸せに暮らしていた日系アメリカ人のマナミの生活は、ある日一変する。家族で「強制立ち退き」しなければならなくなり…。アメリカ日系移民の強制収容を描いた物語。

ロイス・セバーン氏は1974年カリフォルニア州生まれ。大学で文学を学ぶ。中学教員のかたわら、いくつもノンフィクション作品を書く。

7月の催しもの

とき	催しもの
6日(土)・午前10時～午後4時	夏のチャリティ古本市
7日(日)	
7日(日)・午前11時～午後2時	子どもビデオ劇場
21日(日)・午前11時～午後3時	子ども科学教室
8・15・22・29日(月)	あかちゃん絵本よみきかせ会
11・18・25日(木)	あかちゃんクラブラッコールム
6・13・20・27日(土)	「おはなし」と「あそび」の広場

- ◆ 不用図書の無料配布
7月14日(日)から、無くなり次第終了。一人8冊まで。
- ◆ 特別整理期間で休館 6月24日(月)～7月5日(金)
※7月17日(水)は開館します

夏休み工作教室 参加者募集のお知らせ

～かわいい帽子のブローチづくり～

▼日時：8月4日(日) 午後1時～、午後3時～

▼定員：各回20名 ▼材料費：100円

▼申込み：7月6日(土)より図書館1階カウンターにて参加受付開始

その他の課題図書

- * 小学校低学年の部
 - ◆ 「魔女のろいアメ」 草野 あきこ/作 ひがし ちから/絵
 - ◆ 「スタンリーとちいさな火星人」 サイモン・ジェームズ/作 千葉 茂樹/訳
 - ◆ 「心ってどこにあるのでしょうか？」 こんの ひとみ/作 いもと ようこ/絵
- * 小学校中学年の部
 - ◆ 「かみさまにあいたい」 当原 珠樹/作 酒井 以/絵
 - ◆ 「子ぶたのトリュフ」 ヘレン・ピーターズ/文 エリー・スノードン/絵 もりうち すみこ/訳
 - ◆ 「そうだったのか！しゅんかん図鑑」 伊知地 国夫/写真
- * 小学校高学年の部
 - ◆ 「ぼくとニケ」 片川 優子/著
 - ◆ 「かべのむこうになにがある？」 プリッタ・テッケントラップ/作 風木 一人/訳
 - ◆ 「もうひとつの屋久島から～世界遺産の森が伝えたいこと～」 武田 剛/著

課題図書は、小学校の部を各3冊、中学校の部（未紹介）を各2冊、高等学校の部（未紹介）を各1冊用意しています。

俳句

「磯蟹」

ふそう俳句会

鉄上げて走る磯蟹ヒロシマ忌
薫風や手持ち無沙汰の千手仏
伊吹より恵那へた走る日雷

萩野 青歩
会田 宗和
大脇 勝博

川柳

扶桑川柳クラブ

初採りのナスの紫まず供え
良いニュース待った植字も嬉しそう
星祭り祈る令和も穏やかに

高野瀬徳子
飯田 重樹
土屋 夢子

短歌

「しとどの雨に負けざれ」ふそう短歌会

山寺の上り下りに頑張りし
四肢ぞしとどの雨に負けざれ
水遊びの男孫の歓声ひびく庭
陽にゆらめきて黒揚羽舞ふ
何事もなく梅雨どきを終うるべし
祈りをこめて暦を繰りぬ

和田 悦子
赤尾 洋子
吉村 昌子

詩吟

「垓下の歌」

項羽

力山を抜き気は世を蓋う
時に利あらず驩逝かず
驩の逝かざるは奈何すべき
虞兮虞兮若を奈何せん

〔意〕 垓下で敵に包囲され、楚の民歌をきき絶望した。彼の傍からはなれぬ愛馬の驩と、愛妾の虞美人に想いを馳せつつ、英雄の末路や哀れ

正風流二代目家元 山内 正風



～ 選挙 ～

企画：ふそう男女共同参画懇話会

父・母・娘（16歳） 親子3人の会話



「今年は4月に統一地方選挙があったし、7月にも国政選挙があるね。」



「選挙は国民の権利だが、最近は投票率も下がっているし、無投票が多いのは残念だね。」



「そうね。かつては女性に参政権がなく、ようやく女性がその権利を獲得したのは、第二次世界大戦後のこと。権利は大切に行使して守っていくことが大事よね。」



「先生もそう言っているよ。それに、女性議員も女性市長も少ないけれど、少しずつ増えているのは嬉しいな。でも、日本はどうして女性の議員が少ないのかな？」



「さまざまな要因が考えられるけれど、一番は性別役割意識が強いことかな。政治は男の仕事と考える人が多いし、女性が表舞台に出ることを嫌う人もいる。女性自身も立候補することをためらってしまう。」



「でも、世の中には老若男女いろいろな人がいるから、政治の世界も、もっと若い人や女性の代表が増えてほしいわね。去年、候補者男女均等法（*1）が成立したのは画期的なことだったけど、まだまだ均等には厳しい現実が・・・。」



「なんて言っていないで、お母さんも立候補したら？ 応援するよ。」



「えっ！？ 私が？」



「いい機会だから考えてみたら？ 僕も応援するよ。」

※扶桑町議会の女性議員は、16人中わずか2人。身近なところから考えてみませんか？

*1 「候補者男女均等法」とは・・・
国会や地方議会の選挙で、候補者数をできるだけ男女均等にしよう政党などに努力を求める法律。

毎回、身近な出来事を取り上げ、皆さんとともに考えていきますので、ご意見や感想をお寄せください。

今月号の表紙

絵の題 「葉森神社」



高雄小学校 5年
天野 友理奈さん

私の思い出の場所は葉森神社です。私のおばあちゃんが畑で育ったお花をおそなえしています。私は、お水をやるお手伝いをしています。お花が元気になってほしいと思いながら、水をやっています。これからもお水をやり続けていきたいです。

各公共施設のおやすみ

役場	場	おやすみ
☎ (93) 1111		土曜日・日曜日・祝日
保健センター	☎ (93) 8300	土曜日・日曜日・祝日
総合福祉センター	☎ (91) 1151	月曜日
総合体育館	☎ (93) 2441	火曜日
扶桑文化会館	☎ (93) 9000	月曜日（祝日は除く）・火曜日
中央公民館	☎ (93) 7211	火曜日
図書館	☎ (93) 8630	火曜日 6/24(月)～7/5(金)
学習等供用施設		月曜日・祝日

◆扶桑町内主な犯罪発生状況（暫定値）

	5月	1～5月
刑法犯総数	13件 (33件)	55件 (110件)
住宅対象侵入盗	1件 (4件)	3件 (16件)
車上ねらい	0件 (3件)	1件 (6件)
自転車盗	6件 (6件)	17件 (19件)

町の人口

(6月1日現在)

人口	34,723人 (+31)
男	17,286人 (+15)
女	17,437人 (+16)
世帯数	14,126世帯 (+22)

※ () 前月比



スマホ

で広報紙



アプリで読むには

まずは左のQRコードからダウンロード！！

※通信料は利用者負担です。

7 JULY

- 消費生活・多重債務相談 9:00~12:00 役場
- 1 町県民税第1期・全納、介護保険料第2期、
し尿収集手数料4・5月分の納期限
- 2 ※ばばまクラス(Cコース)
受付時間13:15~13:30 保健センター
- 消費生活・多重債務相談 9:00~12:00 役場
- 3 窓口時間延長 ~19:00 役場
(住民票・印鑑登録・証明書・戸籍謄抄本・税の証明と納税)
※住所変更手続は行いません。
- 消費生活・多重債務相談 9:00~15:00 役場
- 4 One day Free Consultation Services(for Temporary residents)
19:00~20:30 Chuo-Kominkan
- 消費生活・多重債務相談 9:00~12:00 役場
- 5 ※健康・ど・アップ教室 10:00~11:30 保健センター
療育相談 10:00~12:00 総合福祉センター
※心配ごと相談 13:30~16:30 総合福祉センター
- 6
- 7 伊藤整形・内科あいち腰痛オベクリニック/すぎうら歯科
- 消費生活・多重債務相談 9:00~12:00 役場
- 8 ミニマクラス(母子健康手帳交付)
受付時間13:15~13:30 保健センター
- ※女性相談 10:00~15:30 総合福祉センター
- 9 ※ばばまクラス(Dコース)
受付時間13:15~13:30 保健センター
- 8・9・11月分がん検診申込み開始 8:30~保健センター
乳幼児相談 受付時間 9:00~11:30 保健センター
- 10 消費生活・多重債務相談 9:00~12:00 役場
※児童相談 10:00~14:00 総合福祉センター
※健康・ど・アップ教室 13:30~15:00 保健センター
税の相談 13:30~16:00 役場
- 消費生活・多重債務相談 9:00~15:00 役場
- 11 One day Free Consultation Services(for Temporary residents)
19:00~20:30 Chuo-Kominkan
- 消費生活・多重債務相談 9:00~12:00 役場
- 12 不動産無料相談 13:00~16:00 役場
- 13
- 山田整形外科/祖父江歯科
- 14 One day Free Consultation Services(for Temporary residents)
13:30~15:00 Chuo-Kominkan
- 15 海の日
山田ファミリークリニック/大藪歯科医院
- 16
- 消費生活・多重債務相談 9:00~12:00 役場
ミニマクラス(母子健康手帳交付)
受付時間 9:15~9:30 保健センター
- 17 登記無料相談 受付時間 13:00~15:00 役場
窓口時間延長 ~19:00 役場
(住民票・印鑑登録・証明書・戸籍謄抄本・税の証明と納税)
※住所変更手続は行いません。
- 2歳児歯科健診
受付時間 8:50~10:00 保健センター
- 18 ※こころの悩み相談 9:00~12:00 総合福祉センター
消費生活・多重債務相談 9:00~15:00 役場
One day Free Consultation Services(for Temporary residents)
19:00~20:30 Chuo-Kominkan
- 消費生活・多重債務相談 9:00~12:00 役場
- 19 ※健康・ど・アップ教室 10:00~11:30 保健センター
※心配ごと相談 13:30~16:30 総合福祉センター
- 20 救命講習 9:00~12:00 丹羽消防署大口出張所
ふそうおもちゃのお医者さん 10:00~11:30 中央公民館
- 21 みどりクリニック/たぎざわ歯科医院
One day Free Consultation Services(for Temporary residents)
13:30~15:00 Chuo-Kominkan
- 消費生活・多重債務相談 9:00~12:00 役場
- 22 ※法律相談 13:30~16:30 総合福祉センター
- 23 ※女性相談 10:00~15:30 総合福祉センター
- みんなの健康相談室 9:00~11:00 保健センター
乳幼児相談 受付時間 9:00~11:30 保健センター
- 24 消費生活・多重債務相談 9:00~12:00 役場
ミニマクラス(母子健康手帳交付)
受付時間13:15~13:30 保健センター
- 消費生活・多重債務相談 9:00~15:00 役場
- 25 精神障害者相談 13:30~15:30 総合福祉センター
※成年後見制度巡回相談 13:30~16:00 総合福祉センター
One day Free Consultation Services(for Temporary residents)
19:00~20:30 Chuo-Kominkan
- 消費生活・多重債務相談 9:00~12:00 役場
赤ちゃん教室(初期)
受付時間 9:30~10:00 保健センター
- 26 ※母子家庭等自立相談
10:00~15:30 総合福祉センター
4か月児健診 受付時間12:50~13:30 保健センター
- 27
- 山田外科内科/かみの歯科医院
One day Free Consultation Services(for Temporary residents)
13:30~15:00 Chuo-Kominkan
- 消費生活・多重債務相談 9:00~12:00 役場
- 28 転入者のための予防接種説明会
受付時間 9:30~10:00 保健センター
- 29 1歳6か月児健診
受付時間12:50~13:20 保健センター
- 30 3歳児健診 受付時間12:50~13:30 保健センター
- 消費生活・多重債務相談 9:00~12:00 役場
ミニマクラス(母子健康手帳交付)
受付時間 9:15~9:30 保健センター
- 31 固定資産税・都市計画税第2期、国民健康保険税第1期、
後期高齢者医療保険料第1期、
下水道事業受益者負担金第1期・全納の納期限

- ◆※印は随時予約の受付をしています。(2019年度年間行事予定表をご覧ください。)
- ◆各種行事の詳細及び休日診療当直医の診療時間、電話受付などについては、2019年度年間行事予定表をご覧ください。
- ◆One day Free Consultation Services(for Temporary residents)は、外国人対象の困りごと相談です。

「声の広報」(朗読グループあいうえお作成)のカセットテープを福祉児童課でお貸ししています。

広報ふそう 令和元年7月号 第840号

発行/扶桑町役場 編集/総務部政策調整課 ☎0587-93-1111

〒480-0102 愛知県丹羽郡扶桑町大字高雄字天道 330 番地

扶桑町ホームページアドレス <http://www.town.fuso.lg.jp/>
 町へのご意見・ご要望は ホームページ意見箱 (E-mail) info_box@town.fuso.lg.jp
 又は役場庁舎内に設置してある「提案箱」へお寄せください。